

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

### 規 則

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (保健福祉総務課) 一  
○財務規則の一部を改正する規則 (会計課) 二

### 告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (共同参画社会推進課) 二  
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護保険室) 二

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 ( ) 三

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 ( ) 三

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出 ( ) 四

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 ( ) 五

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 六

○建設業許可の取消し (事業管理課) 六

○都市計画事業の事業計画変更の認可 (下水道課) 七

○教育委員会 ( ) 七

○博物館の登録の取消 ( ) 八

○包括外部監査の結果に基づく措置の公表 ( ) 八

○公安委員会 ( ) 八

○猟銃安全指導委員運営規則 ( ) 四三

○宮城海区漁業調整委員会 ( ) 四三

○かじき等流し網漁業の制限 ( ) 四六

## 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年宮城県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号2(二)中「二、三二六、〇〇〇円」を「二、四〇四、〇〇〇円」に改め、同号2(三)中

「(三)」を「(二)」に改め、同表第二号2(二)中「購入費」を「購入費の」に改め、同表第三号3(一)の

表中

一七、三〇〇円	二一、三〇〇円	三三、八〇〇円	三九、三〇〇円	四九、八〇〇円	七、三〇〇円
二八、六〇〇円	三七、〇〇〇円	五一、六〇〇円	六〇、五〇〇円	七五、九〇〇円	一〇、四〇〇円

一七、五〇〇円	二二、六〇〇円	三三、三〇〇円	三九、九〇〇円	五〇、五〇〇円	七、四〇〇円
二九、〇〇〇円	三七、五〇〇円	五一、三〇〇円	六一、三〇〇円	七七、〇〇〇円	一〇、五〇〇円

同号3(二)の表中

五、六〇〇円	七、六〇〇円	一一、四〇〇円	一一、三八〇円	一七、五〇〇円
九、一〇〇円	一一、〇〇〇円	一六、九〇〇円	二〇、〇〇〇円	二五、四〇〇円

五、七〇〇円	七、七〇〇円	一一、六〇〇円	一四、〇〇〇円	一七、七〇〇円
九、二〇〇円	一一、二〇〇円	一七、一〇〇円	二〇、三〇〇円	二五、八〇〇円

に改め、別表第一第六

号1中「又は」を「若しくは」に改め、「できない者」の下に「又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者」を加え、同号2中「五〇〇、〇〇〇円」を「五二〇、〇〇〇円」に改め、同表第七号2中「見込」を「見込みが」に改め、同表第八号1中「中等教育学校の後期課程」を「、中等教育学校の後期課程」に改め、同表第十二号2中「一三七、〇〇〇円

を「一三七、五〇〇円」に改める。  
別表第二号2中「前項各号」を「1(一)から(五)まで」に改め、同号3中「1」を「1(一)から(五)まで」に改める。

附 則  
(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則(以下「新規則」という。)別表第一号2(一)、第六号2及び第十二号2の規定は平成二十年四月一日から、新規則別表第一号3(一)及び(二)並びに第六号1の規定は平成二十一年四月一日から適用する。  
(経過措置)

2 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間における新規則別表第一号2(一)及び第六号2の規定の適用については、同表第一号2(一)中「二、四〇〇、〇〇〇円」とあるのは「二、三六六、〇〇〇円」と、同表第六号2中「五二〇、〇〇〇円」とあるのは「五二〇、〇〇〇円」とする。

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第百六条第二項を次のように改める。

2 施行令第百六十七条の十二第二項の規定により指名競争入札(特定調達契約に係る場合を除く。)に参加させよとする者に通知する場合には、第九十六条第一項各号に掲げる事項を通知しななければならない。

第百七条の表第百一条の二第一項の項及び第百一条の二第二項の項中、「において準用する第九十六条第一項」を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年三月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第百四十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人

の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人 フォレストサイクル元樹

代表者の氏名 蛇口 昌俊

二 主たる事務所の所在地 栗原市一迫真坂字高橋二番地四

三 定款に記載された目的 この法人は、子供達の未来や地球の為、木材の需要喚起に繋がる様々な活動を通して森の循環の復活を図り、CO2排出削減により地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年二月十日

○宮城県告示第百四十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十二年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七五二〇三〇五七	ゴールドエイジ株式会社仙台営業所 仙台市青葉区栗生七丁目十一番二号	ゴールドエイジ株式会社	平成二十二年一月一日
○四七五二〇二二三二	ステラパークスヘルパーステーション 仙台市宮城野区福田町南一丁目三番地の二十七	株式会社アルプスビジネススクリエーション福島	平成二十二年一月一日
○四七五五〇二二七五	ヘルパーステーションみななの家 仙台市泉区七北田新道三番	株式会社ココベリ	平成二十二年一月十五日

二 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七五二〇二二三〇	デイサービス日だまり 仙台市宮城野区幸町二丁目二十二番三十七号	有限会社AKI	平成二十二年一月十一日

〇四七二五〇一七二六	株式会社福社の杜 大崎市鹿島台大迫字川前百 二十番地	株式会社福社の杜	平成二十二年 一月十五日
〇四七五三〇一六〇二	こもれびの里荒町 仙台市若林区荒町七十五番 地	株式会社寛	平成二十二年 一月十五日

三 短期入所生活介護

介護保険事業所番号 〇四七五一〇三〇六五	事業所の名称及び所在地 シヨートステイはぎの里 仙台市青葉区愛子中央二丁 目十番三十三号	事業者の名称又は氏名 有限会社レイノープル	指定年月日 平成二十二年 一月十五日
-------------------------	---	--------------------------	--------------------------

四 福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七〇五〇〇七三七	事業所の名称及び所在地 フォレストグループ福祉用 具サービス宮城気仙沼セン ター 気仙沼市中百七十一番地 一メゾンパストラール一〇一 号	事業者の名称又は氏名 株式会社おはな	指定年月日 平成二十二年 一月十五日
-------------------------	--	-----------------------	--------------------------

五 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七〇五〇〇七三七	事業所の名称及び所在地 フォレストグループ福祉用 具サービス宮城気仙沼セン ター 気仙沼市中百七十一番地 一メゾンパストラール一〇一 号	事業者の名称又は氏名 株式会社おはな	指定年月日 平成二十二年 一月十五日
-------------------------	--	-----------------------	--------------------------

〇宮城県告示第百五十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。  
平成二十二年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
-----------	-------------	--------	-------

〇四七二八〇〇六二二	株式会社ディーエーライフ 福祉事業部 加美郡色麻町四電字西昌寺 二番地三十五号	株式会社ディーエーライ フ	平成二十二年 一月一日
〇四七五一〇三〇五七	ゴールドエイジ株式会社仙 台営業所 仙台市青葉区栗生七丁目十 一番二号	ゴールドエイジ株式会社	平成二十二年 一月一日
〇四七五五〇二二八三	ケアプランセンターみんな の家 仙台市泉区七北田新道三番	株式会社ココベリ	平成二十二年 一月十五日

〇宮城県告示第百五十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。  
平成二十二年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号 〇四七五二〇三〇五七	事業所の名称及び所在地 ゴールドエイジ株式会社仙 台営業所 仙台市青葉区栗生七丁目十 一番二号	事業者の名称又は氏名 ゴールドエイジ株式会社	指定年月日 平成二十二年 一月一日
〇四七五二〇二二三二	ステラパークスヘルパース テーション 仙台市宮城野区福田町南一 丁目三番地の二十七	株式会社アルプスビジネ スクリエーション福島	平成二十二年 一月一日
〇四七五五〇二二七五	ヘルパーステーションみん なの家 仙台市泉区七北田新道三番	株式会社ココベリ	平成二十二年 一月十五日

二 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 〇四七五二〇二二三〇	事業所の名称及び所在地 デイサービス日だまり 仙台市宮城野区幸町二丁目 二十二番三十七号	事業者の名称又は氏名 有限会社AKI	指定年月日 平成二十二年 一月十一日
〇四七二五〇一七二六	株式会社福社の杜 大崎市鹿島台大迫字川前百	株式会社福社の杜	平成二十二年 一月十五日

三 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七五一〇三〇六五	シヨートステイはぎの里 仙台市青葉区愛子中央二丁目十番三十三号	有限会社レイノープル	平成二十二年一月十五日

四 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七〇五〇〇七三七	フォレストグループ福祉用具サービス宮城気仙沼センター 気仙沼市田中百七十一番地一 メゾンパストラール一〇一	株式会社おはな	平成二十二年一月十五日

五 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七〇五〇〇七三七	フォレストグループ福祉用具サービス宮城気仙沼センター 気仙沼市田中百七十一番地一 メゾンパストラール一〇一	株式会社おはな	平成二十二年一月十五日

〇宮城県告示第百五十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十二年二月二十六日

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七二二〇〇二六一	ヘルパーステーションあおぞら 登米市中田町浅水字上川面	医療法人掬水会	平成二十二年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四六二二九〇〇一七	医療法人掬水会訪問看護ステーションふれあいなかだ 登米市中田町浅水字上川面六十五番地一	医療法人掬水会	平成二十二年五月三十一日

三 居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四六二二九〇〇一七	医療法人掬水会訪問看護ステーションふれあいなかだ 登米市中田町浅水字上川面六十五番地一	医療法人掬水会	平成二十二年五月三十一日

四 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七二二〇〇四〇二	はさまデイサービスセンター 登米市迫町佐沼字錦百九十二番地二	医療法人掬水会	平成二十二年五月三十一日
〇四七五二〇一九六〇	アルカディア仙台デイサービスセンター 仙台市青葉区八幡六丁目九番十五号	株式会社総合福祉研究所	平成二十二年一月三十一日

五 短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七五二〇一九七八	アルカディア仙台短期入所生活介護事業所 仙台市青葉区八幡六丁目九番十五号	株式会社総合福祉研究所	平成二十二年一月三十一日

六 特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日

六十五番地一

○四七五一〇一九五二	介護付有料老人ホームアルカディア 仙台市青葉区八幡六丁目九番十五号	株式会社総合福祉研究所	平成二十二年一月三十一日
------------	--------------------------------------	-------------	--------------

七 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四七〇五〇〇六六一	フォレストグループ福祉用具サービス宮城気仙沼センター 気仙沼市田中百七十一番地一 メゾンパストラール一〇一	美和コーポレーション東北株式会社	平成二十二年一月十四日
○四七五三〇〇七〇三	ダイシャリン若林 仙台市若林区若林五丁目十一番二十三号	青葉自転車販売株式会社	平成二十二年一月二十日
○四七五四〇一八六五	セントケア長町 仙台市太白区富沢二丁目十番二十号 バル七一〇一	セントケア宮城株式会社	平成二十二年一月三十一日

八 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四七〇五〇〇六六一	フォレストグループ福祉用具サービス宮城気仙沼センター 気仙沼市田中百七十一番地一 メゾンパストラール一〇一	美和コーポレーション東北株式会社	平成二十二年一月十四日
○四七五四〇一八六五	セントケア長町 仙台市太白区富沢二丁目十番二十号 バル七一〇一	セントケア宮城株式会社	平成二十二年一月三十一日

○宮城県告示第百五十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十二年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七二二〇〇一一三	居宅介護支援センターひまわりなかだ	医療法人掬水会	平成二十二年五月三十一日

○四七五二〇〇九三九	登米市中田町浅水字上川面六十五番地一	医療法人社団栄光会	平成二十二年一月十三日
○四七五三〇〇〇六七	笠原内科循環器科クリニックス・ケアプラン作成事業所 仙台市青葉区木町十七番地の三 仙台ヘルパーステーション そよ風 仙台市若林区卸町五丁目二番一号 卸町五丁目ビル	株式会社メテカジャパン	平成二十二年一月三十一日

○宮城県告示第百五十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十二年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四七二二〇〇二六一	ヘルパーステーションあおぞら 登米市中田町浅水字上川面六十五番地一	医療法人掬水会	平成二十二年五月三十一日

二 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四六二二九〇〇一七	医療法人掬水会訪問看護ステーションふれあいなかだ 登米市中田町浅水字上川面六十五番地一	医療法人掬水会	平成二十二年五月三十一日

三 介護予防居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四六二二九〇〇一七	医療法人掬水会訪問看護ステーションふれあいなかだ 登米市中田町浅水字上川面六十五番地一	医療法人掬水会	平成二十二年五月三十一日

四 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四六二二九〇〇一七	医療法人掬水会訪問看護ステーションふれあいなかだ 登米市中田町浅水字上川面六十五番地一	医療法人掬水会	平成二十二年五月三十一日

介護保険事業所番号 〇四七二二〇四〇二	事業所の名称及び所在地 はさまデイサービスセンター 登米市迫町佐沼字錦百九十二番地二	事業者の名称又は氏名 医療法人 掬水会	廃止年月日 平成二十二年 五月三十一日
〇四七五二〇一九六〇	アルカディア仙台デイサービスセンター 仙台市青葉区八幡六丁目九番十五号	株式会社総合福祉研究所	平成二十二年 一月三十一日

五 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号 〇四七五二〇一九七八	事業所の名称及び所在地 アルカディア仙台短期入所生活介護事業所 仙台市青葉区八幡六丁目九番十五号	事業者の名称又は氏名 株式会社総合福祉研究所	廃止年月日 平成二十二年 一月三十一日
-------------------------	--	---------------------------	---------------------------

六 介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号 〇四七五二〇一九五二	事業所の名称及び所在地 介護付有料老人ホームアルカディア仙台 仙台市青葉区八幡六丁目九番十五号	事業者の名称又は氏名 株式会社総合福祉研究所	廃止年月日 平成二十二年 一月三十一日
-------------------------	---	---------------------------	---------------------------

七 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七〇五〇〇六六一	事業所の名称及び所在地 フォレストグループ福祉用具サービス宮城気仙沼センター 気仙沼市田中百七十一番地一 メゾンパストラール一〇一 セントケア長町 仙台市太白区富沢二丁目十番二十号 バル七二〇一	事業者の名称又は氏名 美和コーポレーション東北株式会社	廃止年月日 平成二十二年 一月十四日
〇四七五四〇一八六五	セントケア宮城株式会社 仙台市太白区富沢二丁目十番二十号 バル七二〇一		平成二十二年 一月三十一日

八 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
-----------	-------------	------------	-------

〇四七〇五〇〇六六一	フォレストグループ福祉用具サービス宮城気仙沼センター 気仙沼市田中百七十一番地一 メゾンパストラール一〇一 セントケア長町 仙台市太白区富沢二丁目十番二十号 バル七二〇一	美和コーポレーション東北株式会社	平成二十二年 一月十四日
〇四七五四〇一八六五	セントケア宮城株式会社 仙台市太白区富沢二丁目十番二十号 バル七二〇一		平成二十二年 一月三十一日

〇宮城県告示第百五十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。  
平成二十二年二月二十六日

事業所番号 〇四二二〇〇三六三	事業所の名称及び所在地 しいたけランド 登米市南方町雷百七	指定障害福祉サービスの種類 就労継続支援A型	設置者名 株式会社ワンズ	指定年月日 平成二十二年 三月一日
--------------------	-------------------------------------	---------------------------	-----------------	-------------------------

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇宮城県告示第百五十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。  
平成二十二年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 許可を取り消した年月日  
平成二十二年二月十九日
- 二 商号又は名称等

弘野電機株式会社 今野 浩也	多賀城市中央一丁目二七	特・十八 第二千二百一十四号	全部廃業 特定建設業 電気工事業	平成二十二年 一月十九日
有限会社八木工務店 八木 文雄	仙台市青葉区西勝山二 十三・二十三	般・十九 第三千九百三十五号	一部建設業 土木工事業 とび・土工事業	平成二十二年 一月十九日

ニイマルマルイ 子建設株式会社	株式会社エス ケイ工業 佐々木 和幸	仙台市青葉区中央二丁目七・三十	般、十六 第一万二千八 百六十五号	全部廃業 一般建設業 土木工業 建築工業 大工工業 左官工業 とび・土工工業 石工業 屋根工業 タイル・れんが・ ブロック工業 ほ装工業 板金工業 ガラス工業 塗装工業 防水工業 内装上工業 熱絶縁工業 建具工業	平成二十二年 一月二十一日
目十・十五		仙台市太白区鹿野二丁目	般、十七 第一万二千九	一部廃業 一般建設業	平成二十二年 一月二十日
	有限会社首藤工 務店 徳雄	本吉郡南三陸町入谷字 大船沢三百四十一	般、十六 第一万五千五 百六十号	全部廃業 一般建設業 土木工業 大工工業 左官工業 石工業 屋根工業 タイル・れんが・ ブロック工業 鋼構造物工業 鉄筋工業 しゅんせつ工業 板金工業 ガラス工業 塗装工業 防水工業 内装上工業 熱絶縁工業 造園工業 水道施設工業	平成二十二年 一月二十八日
	有限会社法仙設 備工業 長谷部 守彦	仙台市太白区中田七丁目二十四・二十六	般、十九 第一万六千四 十一号	全部廃業 一般建設業 管工業	平成二十二年 一月二十一日
	有限会社金成緑 化原 啓	栗原市若柳有賀字新山 三	般、十六 第八千三百六 十八号	一部廃業 一般建設業 管工業	平成二十二年 一月二十二日
	株式会社東北 シヨップインテ リア 貞夫	仙台市泉区将監四丁目 二十四・九	般、十七 第八千二十七 号	全部廃業 一般建設業 内装上工業	平成二十二年 一月十九日
	有限会社高松工 業 松雄	宮城県松島町竹谷字川 頭五	般、十七 第六千四百四 十九号	全部廃業 一般建設業 とび・土工工業	平成二十二年 一月二十日

安藤 哲夫	百四号	大工工業 屋根工業 タイル・れんが・ ブロック工業	
株式会社住宅工 房 天 内 敦	般、十八 第一万七千八 百四十号	一部廃業 一般建設業 塗装工業	平成二十二年 一月二十五日
仙台市宮城野区銀杏町 一・四			

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
平成二十二年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称 仙台市公共下水道

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

1 収用の部分

昭和三十三年建設省告示第百五十五号、昭和四十一年建設省告示第千九百九十三号、昭和四十二年建設省告示第百六十一号、昭和四十二年建設省告示第千三百八十七号、昭和四十四年建設省告示第千六百五十七号、昭和四十七年宮城県告示第百四十三号、昭和五十四年宮城県告示第千九百九十二号、昭和五十六年宮城県告示第百三十九号、昭和五十九年宮城県告示第七百三十七号、昭和六十年宮城県告示第百六十四号、昭和六十一年宮城県告示第千三百五十六号、昭和六十二年宮城県告示第千三百六十五号、昭和六十三年宮城県告示第百三十四号、平成元年宮城県告示第百三十六号、平成元年宮城県告示第百三十一号、平成五年宮城県告示第百四十五号、平成五年宮城県告示第百七十号、平成五年宮城県告示第百七十一号、平成五年宮城県告示第百四十七

十二号、平成七年宮城県告示第九十二号、平成七年宮城県告示第七百三十六号、平成八年宮城県告示第三百八十一号、平成九年宮城県告示第五百六号、平成十年宮城県告示第九百六号、平成十一年宮城県告示第三百二十七号、平成十三年宮城県告示第三百五十七号、平成十五年宮城県告示第七百五十三号、平成二十一年宮城県告示第二百五十五号の事業地に仙台市宮城野区小鶴字新境の一部を追加する。

2 使用の部分

昭和三十二年建設省告示第百五十五号、昭和四十一年建設省告示第四千九十三号、昭和四十二年建設省告示第九百六十一号、昭和四十二年建設省告示第四千三百八十七号、昭和四十四年建設省告示第二千六百五十七号、昭和四十七年宮城県告示第八百四十三号、昭和五十四年宮城県告示第千九十二号、昭和五十六年宮城県告示第百三十九号、昭和五十九年宮城県告示第七百三十七号、昭和六十年宮城県告示第百六十四号、昭和六十年宮城県告示第千四百二十三号、昭和六十一年宮城県告示第千三百五十六号、昭和六十二年宮城県告示第千三百六十五号、昭和六十三年宮城県告示第三百三十四号、平成元年宮城県告示第三百六号、平成元年宮城県告示第三百八号、平成元年宮城県告示第三百十一号、平成五年宮城県告示第四百四十五号、平成五年宮城県告示第四百七十号、平成五年宮城県告示第四百七十一号、平成五年宮城県告示第四百七十二号、平成七年宮城県告示第九十二号、平成七年宮城県告示第七百三十六号、平成九年宮城県告示第五百六号、平成十年宮城県告示第九百五号、平成十年宮城県告示第九百六号、平成十二年宮城県告示第三百五十七号、平成十五年宮城県告示第七百五十三号の事業地に仙台市青葉区五橋二丁目的一部、五橋三丁目的一部、太白区諏訪町の一部、郡山七丁目的一部、郡山八丁目的一部、宮城野区岡田字岡田中の一部、岡田字岡田東の一部、岡田字岡田前の一部、岡田字上岡田の一部、岡田字堀切前の一部、岡田字堀切南の一部、岡田字南高屋敷の一部、岡田西町の一部、蒲生字井ノ谷地の一部、蒲生字小田切の一部、蒲生字下袋の一部、蒲生字中通の一部、蒲生字八郎兵エ谷地第一の一部、蒲生字袋西第一の一部、蒲生字袋西ノ内第二の一部、蒲生字前通の一部、白萩町の一部、高千代一丁目の一部、高千代二丁目的一部、高千代三丁目的一部、若林区卸町一丁目的一部、卸町二丁目の一部、卸町東三丁目的一部、卸町東四丁目的一部、卸町東五丁目的一部、清水小路の一部、新寺一丁目的一部、六丁の目西町の一部を追加するとともに、青葉区土樋一丁目の一部、太白区郡山字石塚の一部、郡山字籠ノ瀬の一部、郡山字上町の一部、郡山字北目毛地の一部、郡山字新橋北の一部、郡山字新橋南の一部、郡山字館ノ内の一部、郡山字出丸の一部、郡山字矢来前の一部、郡山四丁目の一部、郡山五丁目の一部、郡山六丁目の一部、郡山七丁目の一部、郡山八丁目の一部、諏訪町の一部、長町六丁目の一部、若林区石名坂の一部、一本杉町の一部、木ノ下五丁目の一部、白萩町の一部、土樋の一部、土樋二丁目の一部、通見塚二丁目の一部、中倉二丁目の一部

東新丁の一部、舟丁の一部、古城三丁目の一部、文化町の一部、保春院前丁の一部、南小泉二丁目の一部、南小泉二丁目の一部、南小泉四丁目の一部、南材木町の一部、南染師町の一部、大和町一丁目の一部、若林四丁目の一部、若林五丁目の一部を削除する。

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第五号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十四条第一項の規定により、次のとおり博物館の登録を取り消した。

平成二十二年二月二十六日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸一

- 一 博物館の名称 財団法人斎藤報恩会自然史博物館
- 二 博物館の所在地 仙台市青葉区本町三丁目二十番一号
- 三 設置者の名称及び住所 財団法人斎藤報恩会
- 四 登録記号番号 宮城県第三号
- 五 取消年月日 平成二十二年一月十五日

監査委員

○宮城県監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により、包括外部監査人が行った平成20年度の包括外部監査の結果に基づき、同法第252条の38第6項の規定により宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年2月26日

宮城県監査委員	内 海	大
宮城県監査委員	佐々木	克
宮城県監査委員	遊 佐	勲左衛門
宮城県監査委員	工 藤	鏡 子

第1 監査結果の報告

平成20年度の包括外部監査の結果（県立病院の財務事務の執行および事業の管理運営について）については、平成21年3月23日に包括外部監査人から報告があり、同年4月24日付で公表した。

第2 通知の日

第3 平成22年1月29日 包括外部監査の結果に基づき又は結果を参考として講じた措置

3. 政策医療 2. 循環器・呼吸器病センターに対する意見

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査 結果報告書のページ)	措置の内容
1	(2)① 呼吸器病専門医の欠員解消(意見)	① 循環器・呼吸器病センターは、呼吸器疾患の患者の治療を行うことが大きな役割の一つとなっているが、呼吸器専門医が定数に対して2人欠員の状況では呼吸器医療に関する政策医療が十分に提供できていない可能性がある。呼吸器科は高度専門医療を実施できる設備を備えた診療科であり、その本来の役割を果たせるように医師の確保を行うべきである。 ② 医師確保のためには現在実施中の公募も含め、医局経由以外の施策の強化、診療支援体制の強化等により、医師が集まりやすい魅力的な病院とする必要がある。(P40)	① 平成21年1月に呼吸器科医師1人を補充したため、現在の欠員は1人と一部改善した。引き続き、医師の確保に努めていくこととした。 ② 平成21年度から、医師の研修制度を充実させるなど、魅力的な病院づくりに努めている。なお、医師確保のため、引き続き、院長を中心にして人材情報の収集に努めていくこととした。
2	(2)② 感染症対策に関する知事部局との連携強化(意見)	呼吸器感染症への現実的な危機対応力の強化は必須であるため、当センターは、県の感染症対策への積極的な意見申や情報交換、定期的な訓練(図上演習を含む。)の企画などに率先して参画し、県の呼吸器感染症への危機対応力の向上に寄与すべきである。(P42)	県の感染症対策と連携し、呼吸器感染症患者の受入れ体制の整備や新型インフルエンザ対策における発熱外来の設置など、危機対応力の強化を図った。今後、機会をとらえながら、県の呼吸器感染症への危機対応力の向上に寄与していく。
3	(2)③ 病床稼働率の向上と抜本的な医療提供体制の在り方	① 当センターには各種の低侵襲型・先進医療機器が揃っているが、地域の医療機関からの紹介率が低下傾向にある。地域医療	① 紹介率について、平成20年度は55.2%と前年度と比較してやや改善した。今後とも地域の医療機関との連携を密にし、高度

の検討(意見)	連携だよりの発行や近隣医師会での講演活動の強化などの紹介率向上のための取組は評価できるものの、紹介率の回復を図るためには活動の更なる向上に努めることが望まれる。(P42)	医療機関としての役割を果たすとともに、紹介率の向上に努めていくこととした。
---------	---	---------------------------------------

政策医療 3. 精神医療センター (2) 精神医療センターに対する意見

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査 結果報告書のページ)	措置の内容
1	(2)① 個室・隔離室の増設及び早期退院の推進(意見)	精神医療センターは、今後更に救急・急性期患者と重症患者の診療に注力していく方針であり、これは、政策医療を実施する県立病院の立場からも望ましいものと考えられる。しかし、当センターがその役割を十分に果たすためには、救急・急性期患者と重症患者の処遇に必要な個室、隔離室の確保と医療機関、福祉施設、在宅との役割分担に伴う地域連携の更なる強化、退院調整プログラムの更なる実施が必要である。(P44)	平成21年度に北1病棟個室9室と西1病棟個室1室の合計10室を個室に改装することにより、救急棟からの転棟を促進し救急・急性期患者等に必要ない個室の確保を図るとともに、平成21年3月から、病床の効率的利用を目的とするモーニングミーティングを開催し、救急・急性期患者の受入れ拡大に努めている。 また、町内会等への出前講座の開催やボランティアの新規導入、入院患者の地域移行に向けたケア会議の充実など、地域連携の更なる強化に取り組んでいる。

政策医療 4. がんセンター (2) がんセンターに対する意見

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査 結果報告書のページ)	措置の内容
1	(2)① 地域内の診療連携の充実(意見)	がんセンターで実施している地域連携クリニックは泌尿器科の前立腺がんのみであり、実施内容も地域医療機関の紹介程度にとどまり、治療計画表の共有には至っていない。当センターは県ががん診療連携拠点病院として地	県内の七つの拠点病院で組織している「宮城県がん診療連携協議会」に「地域連携/バース部会」を設立し、この部会で地域連携クリニック/がんセンターの作成や情報共有の推進を図っていくこととした。

	域の医療機関をリードし、連携先との情報共有により、がん患者に対して切れ目のない治療を提供することが肝要であり、更なる連携の強化が必要である。(P47)	
--	---	--

・繰出金 2. 平成19年度における繰出金の状況 (2) 基準外繰出金Aの拠出項目別の状況

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査 結果報告書のページ)	措置の内容
1	(2)④ 精神医療運営費 ウ. 算定方法の見直しの必要性(意見)	① 精神医療センターは平成19年3月から59床が休床中であるにもかかわらず、この休床分についても運営費に対する当繰出金を繰り出している。休床によって当然、運営費は平成19年度当初から減少しているのであるから、繰出金もその分減額すべきである。(P52)	① 休床分の運営費に対する繰出金については、休床により経費が皆減するものではないため、当面の間の措置として一般会計繰出金を受け入れてきたが、平成21年度から減額することを検討することとした。

・繰出金 2. 平成19年度における繰出金の状況 (3) 基準外繰出金Bの拠出項目別の状況

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査 結果報告書のページ)	措置の内容
1	(3)② 高度医療・政策的医師配置費 イ. 当繰出金の必要性(意見)	「平成19年度の地方公営企業繰出金について(平成19年4月20日付け総務省自治財政局通知)」に定められていない拠出項目に対する繰出金であるため、当繰出金の必要性や基準内繰出金・基準外繰出金Aと重複していないことを毎期検討すべきことに留意が必要である。(P55)	医師については、その必要性を個別事案ごとに十分検討の上、配置しており、繰出金の必要性や重複がないかなどについては、予算作成時に確認することとした。
2	(3)⑥ 看護師養成費 イ. 当繰出金の必要性	精神医療センター及びがんセンターは、宮城県高等看護学校等、県立の看護学校4校から看護実習生を無償で受け入れて実習を行っ	平成22年度から一般会計繰出金を廃止し、各学校から実習料を徴収することとした。

(意見)	ており、この看護師実習・研修受入れに関して繰出金の対象としている。しかし、県立病院は看護実習という役割を県立看護学校に提供し、また、県立看護学校以外の学校から看護実習生を受け入れたときは、実習料を徴収していることから、県立看護学校からも同額の実習料を徴収して看護実習生を受け入れ、当繰出金は当然に廃止するべきである。(P57)	平成20年度は、一般県民向けの講演会の開催回数を4回に増加した。今後も情報提供の充実に努めていくこととした。
------	---	--

(3)⑧ 保健衛生費 (がんネット経費) イ. 当繰出金の必要性(意見)	がんセンターは「がんの病態・標準的治療法等がん診療及びがんの予防・早期発見等に関する一般的な情報の提供」等の「相談支援センター」業務を行っており、がん診療連携拠点病院の指定を受けているが、平成19年度の一般県民向けの講演会はわずか3回の開催にとどまっている。そこで、がんネットのシステムを有効活用し、他の都道府県等施設やネットワーク加盟施設で実施されるがんに関する講演等を県民に提供する機会を増やし、がん治療や予防、家族教育等に有用な情報の提供を図っていくことが望ましい。(P58)	平成20年度は、一般県民向けの講演会の開催回数を4回に増加した。今後も情報提供の充実に努めていくこととした。
--	---	--

・運営形態

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査 結果報告書のページ)	措置の内容
1	6 結論(意見)	地方公営企業法の全部適用のままでは大胆な経営改革を行うことが難しく、今後も政策医療を安定的に提供していくためには、医療制度や経営環境の大きな変化に対して機動的な職員採用・配置、迅	平成23年度をめどとする地方独立行政法人への移行に当たり、職員の志気の上や組織の活性化を図るため、業績などを適正に評価し、処遇に反映させていくことを検討することとした。

	速な意思決定、有効な事業管理などが可能になる地方独立行政法人化を選択するメリットは大きい。法人化の効果を得るためには、法人形態を変えるだけでなく、人事給与制度が変更されるなど、地方独立行政法人の特徴を十分に生かすことが必要である。(P100)	
--	---	--

・経営計画 3. 経営計画に関する意見

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	(1) 循環器・呼吸器病センターにおける予算資料の適切な見直し(意見)	現在、平成21年度から25年度までの新たな経営計画が検討されているが、この経営計画には、平成19年度実績及び平成20年度の決算見込みと、経営健全化計画との差を分析した上で反映する必要がある。(P102)	平成21年3月に作成した宮城県立病院改革プランでは、平成19年度実績並びに平成20年度及び平成21年度予算を基に分析した数値を反映させた。

・予算管理 1. 予算編成

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	(1) 年次予算と中期計画との整合性(意見)	各病院の予算の編成に当たり、中長期計画との整合性が考慮されていない。予算は、短期的な目標であるが、中長期計画の各計画年度にあり、中長期的な経営課題を解決していく過程にあることから、中長期経営課題をどのように具体化するかを予算に組み込む必要がある。(P109)	平成21年3月に作成した宮城県立病院改革プランを基本とし、予算要求時に同プラン対比の増減要因を分析の上、各年度における対応を検討することとした。
2	(4) 適切な月次予算の設定(意見)	月次予算と実績を比較することにより、今後、具体的に実施すべき活動と時期が明確にしやすく	平成21年度から、毎月開催する管理者・院長会議又は事務局長会議で、収益について、各病院の月

		ることから、年度予算を達成するために、季節的変動を考慮した月次予算を設定することが効果的である。(P110)	次予算と実績の比較分析結果を報告することとした。
3	(5) 年次予算の見直しの必要性(意見)	当年度の実績を考慮し、適時に予算の見直しを行い目標値の修正を行うことで、通期での目標達成の可能性を確保する必要がある。予算の見直しは、費用と効果を勘案し半期に行うことが望ましい。(P110)	年間予算の執行状況の把握に努め、目標値と大きくかけ離れた場合は、予算の補正を検討することとした。

・予算管理 2. 進捗管理

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	(1) 適切な分析と対応(意見)	通期目標を達成するためには、毎月、目標値と実績値との差異の発生原因を明らかにし、目標値より実績値が下回っている場合には、詳細な分析を実施した上で、目標達成のための改善案が妥当かどうかを病院全体で検討し、実施していく必要がある。収益のみならず費用についても同様に対応する必要がある。(P110)	収益については、各月の見込みを設定して、実績との差違の分析を行うこととし、費用については、医業収支比率の分析を実施することとした。分析結果の内容については、毎月開催する管理者・院長会議や事務局長会議で各病院から報告することとした。
2	(2) 県立病院課への適切な報告(意見)	目標達成度の評価・要因や実績が目標を下回った場合の今後の取組方策、前月の取組方策実施状況について、各病院とも県立病院課に対する報告が十分に行われていない。目標未達成の場合の対応策やその後の実施状況が報告されないと、県立病院課のモニタリングが十分に行われず、各病院の目標達成努力が低減するおそれがあるため、各病院はこれら目標未達成	約2か月ごとに開催している事務局長会議において報告することとした。

	<p>の対応策と実施状況について、                  県立病院課に報告する必要がある。                  ( P 111 )</p>	
<p>3 (3) 県立病院課による適切なモニタリングの実施                  ( 意見 )</p>	<p>県立病院課は、病院事業全体に関する事項について調整するのみならず、各病院の業務や業績についてモニタリングする必要があり、各病院からの月次報告を促し、必要に応じて、それを補足するためのヒアリングを行う必要がある。そして、各病院に対応策の実施を指示し、その進捗状況を報告させる必要がある。                  ( P 112 )</p>	<p>月ごとの分析結果について、毎月開催している管理者・院長会議や事務局長会議で報告することとしたことから、ヒアリングや対応策の指示は、乖離状況等に応じて実施することとした。</p>

XI. 監査の結果と意見 (各論) A. 病院共通事項および全般的事項 < 1 > 未収金管理

番号	項目	監査の結果及び意見 ( P は平成 20 年度 包括外部監査 結果報告書のページ )	措置の内容
1	5 督促状の適時な発行 ( 結果 )	<p>督促は退院日後速やかに行うことが効果的であり、最初の督促の期間が経過するほど、回収率の低下を招くと思われる。未収金の回収を促進するためには病院局財務規程等を遵守し、納期限までに未納となった債権については、速やかに督促状を発送すべきである。                  ( P 116 )</p>	<p>納入誓約書や後納願書の提出がなく、納入期限までに納入しないことがやむを得ないと思慮される理由のない場合については、財務規程を遵守し、速やかな督促を徹底することとした。</p>
2	7 納入誓約書の入手 ( 結果 )	<p>納入誓約書は債務者が債務の存在を認める書類であり、時効を中断せしめる効力をもつ極めて重要な書類である。県はこのような納入誓約書の持つ性質の重要性を再認識し、宮城県病院事業未収金取扱要領に従い、納入誓約書の徴収を促進すべきである。                  ( P 117 )</p>	<p>納入誓約書の徴収に極力努めているものの、なかなか届いてもらえない状況にある。今後は、納入誓約書の徴収を促進するとともに、徴収に応じない債務者に対しては、宮城県病院事業未収金取扱要領に基づき、法的措置の実施を検討することとした。</p>
3	9 法的措置の検討	<p>宮城県病院事業未収金取扱要領</p>	<p>平成 20 年度に一部法的措置を実施</p>

<p>討 ( 結果 )</p>	<p>では、簡易裁判所への支払督促の申立や強制執行などについての具体的な手順が規定されているが、県立病院では法的措置を講じたことは一度もない。今後は未収金の回収を促進するために、必要に応じて法的措置の実施を本格的に検討することが望まれる。                  ( P 118 )</p>	<p>施した。                  なお、平成 21 年度、県立 3 病院の医事業務担当者からなる医事業務検討部会において、更なる法的措置の実施を検討することとした。</p>	
4	<p>10 不納欠損処分の実施 ( 結果 )</p>	<p>平成 16 年度以前に発生したもののについては、時効中断のケースを除き、債権発生から 3 年の時効期間が経過しているものである。時効期間が経過しているかどうか整理した債権管理資料がないため正確な金額は不明であるが、この中には回収の見通しがなく、このまま管理を続けていると思われる債権があり、回収の見通しがなく債権放棄の手続 ( 議会の議決 ) を経て、速やかに不納欠損処理を実施すべきである。                  ( P 119 )</p>	<p>不納欠損処理を実施することとした。                  なお、具体的な範囲等については、平成 21 年度、県立 3 病院の医事業務担当者からなる医事業務検討部会において検討することとした。</p>

XI. 監査の結果と意見 (各論) A. 病院共通事項および全般的事項 < 2 > 固定資産管理

番号	項目	監査の結果及び意見 ( P は平成 20 年度 包括外部監査 結果報告書のページ )	措置の内容
1	2 設計委託費及び監理委託費の固定資産計上 ( 結果 )	<p>会計上、資産計上すべき支出が費用計上された場合には、貸借対照表が適切な資産規模を表さなくなる。固定資産関係の支出を行う場合には、事前に資本的支出と収益的支出のどちらに該当するかを検討した上で予算措置を行い、適切な予算執行及び決算処理を行うことが必要である。                  ( P 125 )</p>	<p>予算要求時に精査することとした。</p>
2	5 固定資産取得	<p>権限規程を遵守せずに固定資産</p>	<p>固定資産取得に当たり、正当な</p>

<p>時の決裁権規 定の遵守(結果)</p>	<p>を取得することができる体制を是正し、固定資産取得に当たっては決裁文書により正当な権限者の決裁を得るとともに、決裁日を記載して決裁時点を明確にする必要がある。(P128)</p>	<p>決裁権限者の決裁を得るとともに、決裁日を記載して決裁時点を明確にするよう徹底した。</p>
<p>3 固定資産台帳の計上単位(結果)</p>	<p>固定資産台帳への計上は、請求明細等に基づき資産の実在性を確認できる単位で行うべきである。又は固定資産台帳に一括して計上する場合には、現在は保存していない請求明細等を保存しておくことが必要である。(P129)</p>	<p>今後取得するものから実施することとした。</p>
<p>4 7 固定資産の現物管理(結果)</p>	<p>供用備品等は毎年度末に備品登録書等と照合確認を行い、その結果を物品管理者に報告することとなっている。固定資産は県民の血税により取得したものであるとの意識を持って、日ごろの決算処理を確実に行うとともに、年度末には現物確認を実施して現物と固定資産台帳とを一致させ適切に管理すべきである。また、現物確認を適切に実施したことを証するため、文書規程に基づいて関連資料は5年間、適切に保管すべきである。(P129)</p>	<p>平成23年度の地方独立行政法人の移行へ向け、改めて実施することとした。</p>
<p>5 10 特定の機種選定時の不備(意見) ① 精神医療センター(購入物件) ② がんセンター(購入物件)</p>	<p>① 特定の機種選定後に資産購入物件に係る指名競争入札を行う時には、必要とされる物品の仕様に基つき2～3機種選定のうえ、機種の機能、見積価格(又は標準小売価格)等を検討の上、最終選考を行うべきである。 ② 4件の医療機器の物品調達に關して、見積価格等が記載されておらず、機能のみで機種が選定されたのではないかと思われる</p>	<p>① 原則として、特定機種の選定は行わないこととした。 なお、特殊な事情により機種選定が必要となる場合には、詳細な資料により比較検討を行うこととした。 ② 機能のほか、見積価格等も参考にする事とした。</p>

る。機種選定に当たっては、見積価格等も参考にすべきである。  
 ③① 選定機種については比較検討の全項目が記載されているものの、競合品については標準価格および医療機器の機能のうち01項目である判別能力が記載されておらず、比較検討が明瞭でない。特定機種を選定する場合には、すべての項目を調査、記載した上で全体的に比較検討を行うべきである。  
 ③② 入札時の仕様書において債借対象機種をB社製の診察券作成機に限定して指名競争入札を行っている結果、B社製の診察券作成機を賃貸しているA社のみが入札参加者となった。機種選定に当たっては、機器製造会社、システム開発会社、その代理店および賃借会社との間で癒着が起りやすく、特に留意が必要である。他社製でも優劣を付け難い機種で選定対象として相応しい機種があったと思われるので、複数の機種を対象として指名競争入札を行うべきである。  
 ③③ 当時使用中のシステムの後継機種を指名競争入札の対象機種に選定しているが、他社製においても問題なくカルテ情報を移行することが可能か否かの確認をせずに、単に同一会社製の後継機種を選定することは機種の硬直性を生じさせる。機種選定に当たっては同一会社の製品だけではな  
 ③①②③ 原則として、特定機種の選定は行わないこととした。  
 なお、特殊な事情により機種選定が必要となった場合には、詳細な資料により比較検討を行うこととした。

- ③ 精神医療センター(賃借物件)
  - ① 自動血球係数装置
- ② 診察券作成機
- ③ デイアトキョメントサーバーシステム

③③ 当時使用中のシステムの後継機種を指名競争入札の対象機種に選定しているが、他社製においても問題なくカルテ情報を移行することが可能か否かの確認をせずに、単に同一会社製の後継機種を選定することは機種の硬直性を生じさせる。機種選定に当たっては同一会社の製品だけではな

		<p>く、他社製も含めて比較検討を行った上で、機種の選定をすべきである。(P132)</p>	
6	<p>11 特定の機種選定後の指名競争入札における入札辞退(購入物件)(意見)</p>	<p>循環器・呼吸器病センターでは調査した全件の16件、精神医療センターでは4件のうち3件、がんセンターでは20件のうち17件が2回目(1件のみ3回目)の入札時点までに入札1回目の最低入札業者を除いて全業者が辞退している。医療機器納入に係る特定の機種選定後の指名競争入札について、県立3病院は一般競争入札を行うなど競争原理を高める方策を検討すべきである。(P134)</p>	<p>競争原理を高めるため、平成20年7月に「病院長の物品調達における競争入札等運用基準」を制定した。</p>

XI. 監査の結果と意見(各論) A. 病院共通事項および全般的事項 < 3 > 出納管理

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	1 公印管理(結果)	<p>病院長公印管理規程では「公印管理者は、公印の取扱担当者を定めて、その使用の厳正を図らなければならない。」と定めており、公印を使用した場合には、必ず決裁文書の公印使用欄に担当者が押印するとともに、当該押印した契約書等の文書名、使用数、契約相手先名等を決裁文書に明記することが必要である。(P136)</p>	<p>公印を使用する際の適切な事務処理について、改めて周知徹底した。</p>

XI. 監査の結果と意見(各論) A. 病院共通事項および全般的事項 < 4 > 人事管理

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	1 人員の適正性(意見)	<p>循環器・呼吸器病センターにおいて、平成19年度の報告を調査し</p>	<p>県立病院における医師確保に關しては、平成19年度末の医師数81</p>

		<p>た結果、7人の医師はおおむね月平均50時間以上の時間外勤務が恒常化しており、このような高水準の時間外勤務は、他の県立2病院においても、一定程度発生しているものと思われる。専門医であるがゆえに医師確保がより困難な状況であることは確かな事実であるが、特定の医師に過度の負担が掛かっていることは明確である。医師個人の健全な生活確保及び患者・県民への適正なサービスの提供という役割が十分に果たせるような環境を準備することは、県の責務でもあり、非常に重要な事項である。早急に医師の補充等、改善策を講じるべきと考える。(P136)</p>	<p>人に対し、平成21年9月1日時点では93人と12人の増員となっており、定数に対する人員数も14人から2人と改善した。今後も東北大学への医師派遣依頼やホームページを活用した医師・研修医の募集を継続していくほか、高度専門医療の技術習得のための研修制度の拡充等による医師のスキルアップを図る仕組みの構築や勤務環境の改善など、医師の処遇改善を図り、医師確保に努めていくこととした。</p>
--	--	--	---

XI. 監査の結果と意見(各論) A. 病院共通事項および全般的事項 < 5 > IT管理

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	1 ITセキュリティの管理(意見)	<p>(1) ID及びアクセス権限のたな卸し</p>	<p>各病院に導入しているすべてのシステムについて、ID及びアクセス権限の再確認を行い、各種システムの管理者によるID及びアクセス権限の管理を徹底することとした。</p> <p>また、各種システムの管理者は定期的にアクセスログ(サーバー動作を記録したものの)の確認を行うなど、情報セキュリティの向上に努めていくこととした。</p>
2	2 支払先口座番号のマスター登録	<p>(1) 財務会計システムには取引業者に対する情報がマスター登録</p>	<p>(1) 現在取引のない業者のマスター登録を抹消することとした。</p>

<p>録管理（意見）                  (1) 不要となった                  登録業務の削除</p>	<p>されており、これらの取引先に                  関するマスターデータは、一度                  登録した後は取引を行っている                  か否かの検証が行われておら                  ず、不要となったデータを削除                  していない。不適切な支出と                  いった不正の発生可能性を極力                  抑えるため、現在取引のない業                  者の登録は抹消し、取引の実態                  に合わせた登録管理が必要と考                  える。</p>
<p>(2) マスター登                  録業務の分掌</p>	<p>(2) マスター登録及び変更を支私                  業務担当者が単独で行ってお                  り、不正を可能とする余地が残                  存している。例えば、マスター                  登録者と支払業務担当者を別の                  人に担当させる職務分掌の実施                  や、担当者が登録した結果を上                  席が確認するといった、一定の                  ルールに基づく内部けん制機能                  の発揮が重要であり、当該業務                  フローの構築が必要である。                  (P137)</p>

XI. 監査の結果と意見（各論） A. 病院共通事項および全般的事項 < 6 > 委託管理

番号	項目	監査の結果及び意見 （Pは平成20年度包括外部監査 結果報告書のページ）	4 外部に委託し た場合とのコス ト比較検討（意 見） (1) 循環器・呼 吸器病セン ター	措置の内容
1		<p>(1) 一般的には手術後の器具の滅                  菌消毒を外部に委託した方がコ                  スト的には安価になると考えら                  れるが、循環器・呼吸器病セン                  ターでは看護師が行っている。                  当センターは双方を比較検討の                  上、より有効的、効率的、経済                  的な方を選択適用すべきであ                  る。精神医療センターにおいて                  も同業務を看護師が行っている                  が、同様に外部に委託した場合</p>	<p>(1) 次年度における看護師の配置                  状況を考慮しながら、外部委託                  の場合と直営の場合の看護師の                  増員の必要性等を比較検討し、                  より効率的、経済的な方を選択                  することとした。</p>	

との比較検討を行っていない。  
 (P145)

(1)① 平成21年度から積算方法  
 を見直した。

<p>2 前委託業者か                  ら事前見積書を                  入手することの                  見直し（意見）                  (1) 循環器・呼                  吸器病セン                  ター</p>	<p>(1)① 設計額については平成9年                  度ごろまでは外部より資料を                  取り寄せて作成していたが、                  その後は前年同様の内容で作                  成し続けてきたとのことであ                  る。平成9年ごろから約10年                  間にわたり同額の設計額であ                  ることは、委託契約額の価格                  硬直性をもたらすものであり、                  設計額の積算方法について                  契約年度ごとに見直すべき                  である。</p>	<p>(1)① 前委託業者以外の複数の業                  者から参考見積りを徴収する                  など、設計手法を改善するこ                  ととした。</p>
--	--	---

<p>5 精神医療セ                  ンター                  ① 寝具病衣                  賃借及び洗                  濯業務</p>	<p>(2)① 入札結果では、契約単価が                  前年度より高くなっている                  が、この原因は前委託業者か                  ら事前に見積書を入手したこ                  とによるものであるため、前                  委託業者から事前に見積書を                  入手すべきではない。また、                  前委託業者のみから積算のた                  めの資料を入手することは、                  指名競争入札において前委託                  業者が有利となる結果となる                  ため、前委託業者から事前に                  見積書を入手すべきではな                  く、当センター独自で見積り                  設計を行うべきである。</p>	<p>(2)① 県内の同様の事例を参考に                  しながら、予定価格を設定す                  ることとした。</p>
---	--	--

<p>6 がんセン                  ター                  リネン関                  係運搬業務                  寝具病衣                  賃借及び洗                  濯業務</p>	<p>(3)① リネン関係運搬業務はがん                  センター以外にも県内に同様                  の事例があると思われるの                  で、それらを参考にして予定                  価格を設定すべきである。                  (3) 参考見積りを徴求する時に                  は、品名、規格、数量をすべ                  て同一にした上で行う必要が                  ある。(P146)</p>	<p>(3)② できる限り、品名や規格、                  数量をすべて同一とすること                  とした。</p>
--	---	---

3 委託業務の契  
 設備保守点検業務及び設備維持  
 次の契約から契約期間を2～3

<p>約期間 (1) 契約期間が1年の委託業務(規定違反あり)(結果)</p>	<p>業務の中に契約期間が1年のものがあるが、それらの業務の契約期間を原則として2～3年としている運用指針違反となる。契約期間が1年の委託業務は新規契約から契約期間を2～3年に変更すべきである。ただし、契約期間をより長期にすることによって、当業務の委託額がより安価になるものと期待されるのであるから、3年に統一することが望ましい。(P149)</p>	<p>年に変更することとした。</p>
<p>4 6 委託業務の契約期間 (4) 契約期間が3年の委託業務(規定違反あり)(結果)</p>	<p>システム関連保守業務及び大規模施設以外の清掃業務は、契約期間を1年以内と定めており、契約期間が3年であるシステム関連保守業務及び清掃業務は規定違反となる。しかしながら、契約期間をより長期にすることによって、委託額がより安価になると期待されるのであるから、特に支障がない限り3年に統一することが望ましい。(P151)</p>	<p>原則として、県で定めた「物品調達・業務委託等長期継続契約運用指針」及び「条例で定める長期継続契約の対象となるものの規定」を準用する。しかし、契約期間をより長期にすることが望ましいことから、次の契約の際は、契約期間について改めて関係機関と協議することとした。</p>
<p>5 7 不適切な随意契約理由(結果) (1) 循環器・呼吸器病センター ① 中和槽等維持管理業務 ② 病理組織検査業務</p>	<p>(1)① 近隣地区まで含めると他にも当該業務を行うことができる業者がいることは自明の理であり、栗原地区内に限定する条件は随意契約理由として不適切である。少なくとも近隣の仙台、大崎、登米地区まで含め広く委託業者の参加を募り、競争入札を行うべきである。 (1)② 随意契約理由の一つに「業務の特殊性から委託業者が限定されている。」としているが、ほかにも当該業務を行うことができる業者が存在しているため、随意契約理由として不適切である。当業務を行</p>	<p>(1)① 平成21年度の契約から一般競争入札を行うこととした。 (1)② 病理組織検査業務は、患者に対する同一検査機関による検査結果の経年変化を比較検討する必要があることから随意契約を行ってきた。今後、経年変化の比較検討手法や必要性等を検討し、随意契約理</p>
<p>③ 細胞診検査業務</p>	<p>④ 放射線線量当量測定業務</p>	<p>⑤ 設備保守点検業務</p>
<p>(1)③ 「業務の特殊性から委託業者が限定されている。」としているが、ほかにも行うことができる業者が存在しているため、随意契約理由として不適切である。当業務を行うことができない委託業者の参加を広く募る必要がある。予定価格が1,000千円以下であり、随意契約自体は問題ないが他業者も含めて相見積りを徴収すべきである。</p>	<p>(1)④ 随意契約理由は「当該業務を実施できる業者が限定されている。」としているが、ほかにも行うことができる業者が存在しているため、随意契約理由として不適切である。当業務を行うことができない委託業者の参加を広く募り、競争入札を行うことが望ましい。</p>	<p>(1)⑤ 設備の施工業者や医療機器のメーカーと随意契約を行ったにもかかわらず、業務の全部について当設備のメーカーの関係会社や医療機器修理業者に再委託が行われている。全部再委託を行っていることから、「当該機器は販売メーカーが最も精通している。」緊急事態応答が迅速に受けられる。」とは言えず、随意契約理由の要件を満たしていない。仮に、随意契約理由が正しいとした場合、再委託業者が正しい契約先であるため、現委託業者ではなく再</p>
<p>(1)③ 細胞診検査業務は、患者に対する同一検査機関による検査結果の経年変化を比較検討する必要があることから随意契約を行ってきた。今後、経年変化の比較検討手法や必要性等を検討し、随意契約理由を明確化し、又は可能な場合は契約方法を見直すこととした。</p>	<p>(1)④ 平成21年度の契約から一般競争入札を行うこととした。</p>	<p>(1)⑤ 超音波診断装置保守点検業務等5契約を指名競争入札に、カヌー減菌装置保守点検業務等6契約をオープンクォーター方式の契約として競争性を高めた。</p>



<p>に添付される仕様書の内容未確認</p> <p>(2) 契約書と見積書の不整合</p> <p>(3) 委託契約書に添付される仕様書の訂正漏れ</p>	<p>者に作成を依頼するのであれば、十分な吟味が必要である。精神医療センターは委託契約時には、契約書及び仕様書の内容を十分確認の上、委託業者と契約する必要がある。</p> <p>(2) 精神医療センターにおける歯科技工業務に関して、製作品目ごとの単価契約を締結しているが、見積り合わせと委託契約書上の単価に相違が見られる。契約単価の転記ミスを十分確認せずに委託業者との間で契約書を締結したものと思われ、場合によっては、精神医療センターは不要な委託料を支払うこととなるため、委託契約の内容、特に単価については十分確認の上、契約の締結を行う必要がある。</p> <p>(3) がんセンターにおける寝具病衣賃借及び洗濯業務に関して、指名競争入札の際の仕様書には「寝具類及び病衣は、新品のものを提供するものとする。」と記載されていたが、がんセンターでは仕様書の内容を「寝具類及び病衣は、別表 1 及び 3 の規格を満たすものを提供するものとする。」旨に訂正し、指名業者に通知した。しかし、最終的に締結された委託契約書に添付される仕様書では訂正が行われず、「寝具類及び病衣は、新品のものを提供するものとする。」となっていた。このことについて、訂正を通知して 10 日後の日付の委託契約書で訂正を怠ったことは不適切と言わざるを得ない。がんセンターは委託契約書を締結する際には、文案内容を</p>	<p>(4) 保守点検回数 の未記載</p> <p>(5) 委託契約書の内容不備</p> <p>(9) 請求内容の未確認 (意見)</p>	<p>十分に確認すべきである。</p> <p>(4) 循環器・呼吸器病センターにおける経皮的心肺補助装置保守点検業務に関して、委託契約書の仕様書では、保守点検業務を年何回行うかについて明記されていない。監査資料には年 2 回行うことと記載されているが、委託業者は平成 19 年度において年 1 回しか保守点検を行っていない。しかし、仕様書上は委託業者が契約違反に問われることはないと思われる。当業務の保守点検回数を検討し、仕様書において年に何回の点検を行うか明示した上で委託業務契約を締結すべきである。</p> <p>(5) 精神医療センターにおける X 線撮影装置保守点検業務において、保守点検の内容を委託業者の定める保守点検表に基づき行うと契約書に規定されている。委託業者の保守点検表に不備があった場合、あるべき点検事項が漏れてしまう可能性があるため、精神医療センターの定める保守点検表に基づき業務を行う旨の定めをするか、保守点検表の内容の妥当性を確認した上で委託契約書に添付される仕様書に保守点検表を記載する必要がある。( P163 )</p>	<p>(4) 次の契約の際に、明示することとした。</p> <p>(5) 次の契約の際に、保守点検項目を明示することとした。 なお、今後、具体的内容等について検討することとした。</p> <p>請求内容の確認方法について改善することとした。今後は、漏れなく数量を確認の上、支払うよう徹底することとした。</p>
--	---	---	---	---

<p>(1) 循環器・呼吸器病センター</p>	<p>突合も行わずに委託先へ支払を行っている。</p> <p>(1) 洗濯業務において、委託業者からの請求書内容（洗濯したりネット類等の数量を記載）に関し何ら検証を行わず支払を行っている。洗濯物の搬送業務の委託業者である別業者が作成している受払管理資料と照合することによって、請求書の適正性を確認することができる。循環器・呼吸器病センターは、請求書に示されている洗濯した項目の数量と受払管理資料を照合した上で支払を行うべきである。なお、単師契約を行っている寝具類業務、病理組織検査業務、細胞診検査業務についても同様な問題点が指摘される。</p>	<p>(1) 発注伝票等と請求書を照合し数量を確認することとした。</p>	<p>(2) がんセンター</p>	<p>(2) 臨床検査業務において、がんセンターは請求書に記載されている数量を確認せずに支払を行っている。請求書に記載されている数量と臨床検査が終了した数量とを照合した上で支払いをすべきである。（P166）</p>	<p>(2) 数量確認を行うこととした。照合手法については、検討することとした。</p>
<p>8 再委託の承諾違反（結果）</p>	<p>委託契約書上、業務の全部または一部を他業者に委託し、あるいは請負わせはならないものとされているが、書面により病院の承諾を得たときは例外とされている。しかし、委託業務の一部について、委託業者が許可なく再委託を行っており、委託契約違反である。病院は再委託があった事実を知りながら、委託業者に対して承諾申請書の提出を求めていなかったことは不適切であり、再委託を行っているすべての委託業者に対して</p>	<p>再委託を行っているすべての委託業者に対し、承諾申請書の提出を求めることとした。</p>	<p>9</p>	<p>11 業務実施報告書の入手と保管の徹底（結果） (1) 実施報告書を入手していないケース</p> <p>(2) 当時の担当者か紛失したと思われるケース</p> <p>(3) 入手したか否か不明なケース</p>	<p>(1) 県立3病院は実施報告書を入手しておらず、委託業者が適正に業務を遂行しているか否かの確認を怠っていると言わざるを得ない。後日、業務遂行に関して委託業者との間のトラブルを防止するためにも、委託業者から実施報告書を必ず入手するとともに、仕様書に基づいて適正に業務を遂行していることを確認する必要がある。精神医療センターは業務日時、内容を確認した上で業者へ支払を行うべきである。なお、実施報告書の保管期間は5年となっており、適切に保管する必要がある。</p> <p>(3) 一部の委託業務については、実施報告書を入手していたか否か不明である。報告書が保管されていないということは、委託業者が適正に業務を行っていたかについて確認していなかった</p>
		<p>(1)(2)(3) 実績報告書の徴収、供覧及び保管を徹底するとともに、適正に業務が遂行されたことを確認することとした。</p>			

	<p>と疑われても仕方がないと言える。後日、業務遂行に関して委託業者との間のトラブルを防止するために、委託業者から実施報告書を必ず入手することともに、仕様書に基づいて適正に業務を遂行していることを確認する必要がある。県立3病院は業務日時、内容を確認した上で業者へ支払を行うべきである。なお、実施報告書の保管期間は5年とされており、適切に保管する必要がある。( P170 )</p>
--	--

XI. 監査の結果と意見(各論) B. 循環器・呼吸器病センター < 1 > 未収金管理

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	1 未収金の個人別管理 (1) 医事会計システム改修による業務の効率化(意見)	医事会計システムから出力する各種未収金管理帳票は、診療報酬が発生した対象期間については条件指定できるものの、入金情報については対象期間を条件指定することができず、システム操作時点までの全入金情報が反映されてしまう。このため、平成20年3月31日現在の未収金管理帳票は、平成20年3月31日以前の診療報酬の発生データ及び入金データが入力された後、平成20年4月1日以降の診療報酬の発生データ及び入金データが入力される前に操作しなければ出力することができないが、当センターでは、このタイミングで出力していないため、平成20年3月31日現在の医事会計システム上の未収金残高が不明となっている。また、医事会計システムのデータは表計算ソフトに加工す	平成22年度内の導入を検討している次期オーダーリングシステムにおいて、原則として、手作業入力が不要となるシステムを導入することとした。それまでの間については、適時の帳票出力により、適切な未収金管理を行うこととした。

	<p>することもできないことから、医事会計システムの各種未収金管理帳票の代わりに、個人別の診療報酬の発生データ及び入金データを手作業で入力して個人毎未収金収納・残高調べを作成しており、業務が非効率となっている。このような業務の非効率性を避けるために、抜本的には入金情報についても対象期間を条件指定することができるように医事会計システムを早期に改修すべきであり、それまでの間は、上述のようなタイミングで適時に未収金管理帳票を出力し、医事会計システム上の残高を把握すべきである。( P177 )</p>
--	---

2	1 未収金の個人別管理 (2) 誤処理データの是正(結果)	<p>① 個人毎未収金収納・残高調べと医事会計システムの個人別未収金残高一覧表を照合したところ、誤処理データのあることが判明した。内容を再調査した上で必要な処理を行い、適切なデータに是正すべきである。</p> <p>② 今後は、入力検証業務の強化、個人毎未収金収納・残高調べと個人別未収金残高一覧表の照合、内容確認等を行うべきである。</p> <p>③ 貸借対照表上の未収金残高は個人毎未収金収納・残高調べに一致しているので、個人毎未収金収納・残高調べ上の不備については、決算書上も是正が必要な事項である。( P177 )</p>	<p>現在、内容の再調査と確認作業を実施しており、早急には是正することとした。</p> <p>今後は、誤処理データが発生しないよう、逐次、内容確認を徹底することとした。</p> <p>現在実施している内容の再調査と確認作業の結果、必要があれば、平成21年度決算において是正することとした。</p>
3	2 オーダーリングシステムの改修(意見)	① オーダーリングシステムは、各種の検査項目などのデータが対象外のため、これらのデータは伝票に基づいて医事会計システムに手作業で入力しているが、	定期的に検証作業を実施することとした。

	<p>検証作業を行っていないため、請求漏れや過小請求が生じている可能性がある。これを防止するためには、人力の検証作業を行うべきである。(P178)</p>	<p>滞納者の生活状況が変わる等、重要事項については、必要に応じて、未収金整理票に記載してきたが、再度、適切な記載を徹底した。</p>
<p>4 債務者等との催告の状況に関する未収金整理票への記録の徹底(結果)</p>	<p>電話や文書、訪問等での催告の状況は、滞納者ごとに未収金整理票に記載することとなっているが、「催告、出張、徴収等の状況」欄の記載は総じて簡便的であった。債務者である患者本人や家族等と話した支払に関する重要事項等については、その事実を明確にするために、規定に従い未収金整理票に適切に記載し、未収金管理を徹底すべきである。(P180)</p>	
<p>5 保証書等の重要書類の保管方法(結果)</p>	<p>① 滞納者ごとに作成する未収金整理票は、全額回収されるまでの間、集中保管され、未収金の発生、回収の履歴や催告の状況が容易に把握できるようになっているが、保証書、後納願い書、督促状、訪問報告書等の債権管理上の重要書類は滞納者ごとに集中保管されていない。さらに、年度ごとのファイルは5年の保存期間経過後廃棄されている。これらの書類は法的措置を講ずる場合等の重要な証拠書類となるもので、滞納者分に係る書類は廃棄されないように未収金整理票に添付して個人別に保管すべきである。</p> <p>② このような事務処理を規定化することにより、あるべき事務処理を明確にすべきである。(P180)</p>	<p>滞納者分に係る債権管理上の重要書類を廃棄することのないように、個人別に保管することとした。</p> <p>事務処理を規定化することとした。具体的内容は、平成21年度、県立3病院の医事業務担当者からなる医事業務検討部会において検討することとした。</p>
<p>6 訪問徴収手続上の不備(結果)</p>	<p>当センターでは、嘱託職員が1人で訪問し、連番管理されていない手書きの領収証を交付し、不在の場合は支払を促すメモを投かんしている。1人での訪問や連番管理されていない領収証の発行は回収した資金の着服を可能にし得る環境を与えるもので、内部統制上の重大な欠陥と言わざるを得ない。規定を遵守し、複数名での訪問、連番のある正規の領収証の使用、不在の場合は所定の様式の納入催告書の使用を行うべきである。(P180)</p>	<p>平成21年3月から、連番を付した領収書を使用している。また、複数名での訪問は、やむを得ない場合を除き実施している。なお、所定の様式の納入催告書は、状況に応じて表現の柔らかいものと使い分けて使用しているため、納入催告書の様式の追加を検討することとした。</p>
<p>7 文書料の未収計上漏れ(結果)</p>	<p>① 各種診断書、証明書などの発行手数料である文書料は患者からの入金時に収益計上しており、年度末に未収金には計上されていない。平成20年3月の文書料57千円は未収金に計上すべきである。</p> <p>② 滞納分の管理が実施されていないので、滞納の有無及び金額が不明となっており、滞納分は請求漏れとなる可能性がある。これらの未収金についても滞納管理すべきである。(P181)</p>	<p>① 未収金として計上した。</p> <p>② 平成20年度分から、これらの未収金についても滞納管理することとした。</p>
<p>8 自立支援医療該当者に対する診療報酬の請求方法(結果)</p>	<p>① 当センターでは、患者の自己負担軽減を支援するために、適用要件を満たしているにもかかわらず受給者証を取得していない患者に対して、制度を説明し、取得の意思を表明した場合に、取得まで本人負担分の徴収猶予と保険機関への診療報酬の請求保留としている。しかし、その後、手続急り等様々な要因により半年以上も徴収猶予、請</p>	<p>① 平成21年9月末までは、自立支援医療の更正医療の決定通知書が未受領であるという理由により1件だけ請求保留となっているが、それ以外のものについては、既に請求を行っている。</p>



<p>11 処方箋の保管とデータ管理 (結果)</p>	<p>⑨ 再診料の記録なし・投薬料の証拠書類なし</p>	<p>は、処置伝票は処置内容を確認できる唯一の資料となることから、2年間は診療録とともに保管すべきである。</p> <p>⑨ ある患者の診療録には、診察の記録が延べ3日間しかなかったが4日分の再診料の算定が行われ、また、処方された薬剤に関する投薬料が算定されていたがその記録がなかった。これは予約を取っていた患者の予定が変更となったためと考えられるとの説明であった。診察日が予定と変更されたとしても、診察及び処方の記録は必要であり、適切に作成・保管すべきである。(P182)</p>	<p>⑨ 記録の作成及びび保管について改善することとした。具体的な方策については、院内の診療録管理委員会で検討することとした。</p>
<p>12 診療報酬請求の自主的取下げ (結果)</p>	<p>① 査定減を受けた医薬品や診療報酬請求を自主的に取り下げた医薬品の使用について、その医薬品を使用したことの必要性について慎重に検討を行い、その妥当性を検証していくことが重要である。当センターでは、査定減額が予測される薬剤について、医事班の判断により、診療報酬の請求を自主的に取り下げているが、これらの検討結果などを踏まえた上で、その使用の是非について医師が判断すべきである。</p> <p>② 診療報酬請求後に査定減額されたものについては、今後の対応の検討等を行うためにレセプト検討委員会を設置しているが、事前に請求を取り下げたものは検討委員会の対象とはなっていない。自主的に請求を取り下げたものについても、レセプト検討委員会において内容を医師に提示し検討すべきである。</p> <p>③ 自主的に請求を取り下げたものについて、高度・専門医療を提供する上で必要とされる経費であること認識し、公立病院を運営管理していく上では、その金額を把握すべきであると考えられる。(P188)</p>	<p>① 過去に査定減を受けた医薬品に加え、自主的に取り下げた医薬品について、使用の是非の判断に役立てるよう、院内の広報誌「レセだより」等で医師に知らせている。</p> <p>② 自主的に取り下げたものについてもレセプト検討委員会に提示し、検討した上で、必要に応じて医師に知らせることとした。</p>	<p>リンゲンステムのデータを出カし処方せんデータとして診療録に貼付する方法により管理すべきである。(P187)</p>
<p>13 証拠書類の適切な保管 (結果)</p>	<p>投薬料や注射料における処方せんや診療録の記録、処置料における伝票類等の保管が行われていない場合が散見された。医療法等に</p>	<p>オーダリングシステムの入力データは「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に定められている要件をすべて満た</p>	<p>13 証拠書類の適切な保管 (結果)</p>

	討を行い、請求に誤りがないようにすべきである。(P190)	
--	-------------------------------	--

XI. 監査の結果と意見(各論) B. 循環器・呼吸器病センター <2> 固定資産管理

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査 結果報告書のページ)	措置の内容
1	1 固定資産の計上科目誤り(結果)	昭和56年度に井戸掘削工事を行い建物に計上している。井戸は構築物に区分されているため建物ではなく構築物勘定に計上すべきである。 昭和60年度に高圧設備及び給水設備を取得し構築物に計上している。高圧設備はボイラー設備であると思われるが、ボイラー設備及び給水設備は建物附属設備に区分されているため構築物ではなく建物附属設備(建物)勘定に計上すべきである。(P190)	平成21年度決算において改めることとした。
2	2 土地の無償貸付けの妥当性及び契約書の適切な保管(結果)	土地の無償貸付けに関して、貸付期間が平成16年4月1日から平成20年3月31日までの使用貸借契約書原本の所在が不明となっている。契約書の原本は法的に重要な書類であるため、適切に保管すべきである。(P191)	契約書の原本を確認した。今後は、適切に保管していく。
3	3 テニスコートの廃止の検討(意見)	平成19年度の利用実績は年間10件程度ということでありほとんど利用されていない状態であり、公有財産で有効に利用されているとは言えない状況を鑑みれば、維持費や修繕費が掛かることが想定されるため廃止を検討すべきであると考ええる。(P191)	関係団体との協議を実施するなど、廃止の可否を検討することとした。

していることから、診療に関する記録を適切に保管しているものと考えている。

14 返戻レセプトの適切な管理(意見)

返戻されたレセプトは必要な修正追記を行い、再請求を確実に行う必要があるため、返戻レセプトの台帳を作成し、再請求が遅滞なく確実に請求されるように管理すべきである。また、返戻日や返戻理由を記し、返戻の原因を検討し返戻の減少に努めるべきである。(P189)

返戻分については、毎月の決算の中で確定、把握しているが、再請求に漏れがないよう、台帳等を作成するとともに、返戻の原因を検討し、返戻の減少に努めることとした。

15 診療報酬請求に関する適切な事務処理の実施(結果)

今回の請求内容の検証作業は、事務処理的な観点からの検証であり、医療的な観点からの検証は行っていないが、それでも極めて高い確率で不備が発見されたことは、問題であると言わざるを得ない。発見された問題点から浮き彫りになったのは、事務処理の不統一や保管書類の不備等の、本来行うべき事務処理のルールが決まっていないうべきであり、今一度、診療報酬請求に関する事務処理ルールの確認とその実施状況の検

現在の事務処理について、再度確認した。今後、請求に誤りのないよう、適切な業務の遂行に精励していく。



	<p>の全国平均値は113.4%である。平成19年度の76.3%は異常値と言わざるを得ず、多額の無駄が生じている可能性があるにもかかわらず、異常値に対する検討を行っていない。結果的には、注射分を含めた薬品全体については異常値でないことが追加調査により判明したが、異常値が検出された場合、当センターは当該原因の調査を適時に行い、必要に応じて適切な対応を取る必要がある。また、当センターは薬品使用効率を算定するだけでなく、算定数値を経営分析に利用し、経営改善に役立てるべきである。( P196 )</p>	
<p>2 毒薬や向精神薬の廃棄の承認手続 (結果)</p>	<p>医薬品及び診療材料の廃棄については決裁文書が作成されておらず、事務局長の承認がなされていない。緊急用として保管する必要性のある県立病院の特性上、血液等使用期限の短い医薬品のような廃棄薬品が存在することはあり得るが、県民の財産を廃棄する行為に対しては決裁文書を作成して、承認手続を行った上で廃棄処理すべきである。( P197 )</p>	<p>平成21年度から、決裁文書を作成し承認を得た上で、適切に廃棄処理することとした。</p>

XI. 監査の結果と意見 (各論) B. 循環器・呼吸器病センター < 4 > 出納管理

番号	項目	措置の内容
1	<p>1 金庫の施錠管理 (意見)</p>	<p>監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査結果報告書のページ)</p> <p>現金、通帳等を保管している金庫には鍵とダイヤルで二重に施錠できるものを使用している。しかし、現状では鍵による施錠は行っておらずダイヤルのみで施錠を</p> <p>平成21年度から、ダイヤルと鍵を併用した施錠方式に改めるなど、適切な金庫の施錠管理を実施することとした。</p>

行っている。また、ダイヤルナンバーについては長年変更しておらず過去の担当者が容易に金庫を開けることができる状況である。金庫は鍵とダイヤルにより二重に施錠し、ダイヤルは定期的に変更することで厳重に管理することが必要である。( P197 )

2 手書き領収書の管理 (結果)

通常使用している収納システムが分割払に対応する領収書を発行する機能を有していないため、分割払の場合や訪問徴収時に手書きの領収書を使用している。領収書つづり及び領収書の連番管理は行われておらず、書き損じの領収書は廃棄されている。領収書つづり及び領収書の連番管理及び書き損じの領収書の保管を行わない場合には、領収書つづり及び領収書の一部が紛失、盗難、不正使用されても気付かないリスクがあり、このようなリスクを防止するため、あらかじめ連番を付した領収書つづり及び領収書を使用し、書き損じた領収書も廃棄せず保管すべきである。( P198 )

平成21年3月分からは、連番を付した領収書を使用するとともに、書き損じた領収書も廃棄せずに保管することとした。

3 切手・葉書の実数確認の証拠 (結果)

切手・葉書については管理簿を作成し受払管理を行っており、残高についても月末に切手・葉書の実数を確認し、管理簿上のあるべき数値と照合しているとのことであるが、実数確認を行った場合には、実数確認をした事実を示すため管理簿に担当者印等の証拠を残し、第三者でも残高確認の実施状況を把握することができるようすべきである。( P198 )

平成21年度から、毎月末に担当者が実数確認の上、管理簿に押印することとした。

XI. 監査の結果と意見(各論) B. 循環器・呼吸器病センター < 5 > 人事管理

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査 結果報告書のページ)	措置の内容
1	1 時間外勤務, 休日勤務及び夜間勤務命令簿の承認漏れ(結果)	平成20年3月分の命令簿を通査した結果, 命令権者の命令印及び確認印はあるものの, 従事者の確認印のない命令簿が1件検出された。従事者の捺印がないという事実は, 従事者からの申請がないにも関わらず, 当該時間外勤務を承認しているという発生し得ない事象であり, 命令権者の「点検」が適切に行われていないことを意味し, 明らかに規程違反に該当する。命令簿は, 職員の時間外勤務の実態を管理・把握するという観点から, 業務管理上非常に重要な書類であることはもちろん, 県の支出に直結する重要な書類であり, その運用は厳格に実施すべきである。本来の業務手順に従った, より精かな確認及び運用の実施が必要である。(P198)	命令簿への確認印の押印など, 規程に基づき適切に事務処理を行うよう, 改めて周知徹底した。
2	2 特殊勤務手当 台帳兼支給整理簿における申請及び承認漏れ(結果)	平成19年度の支給整理簿を通査した結果, 上長の確認印がないものが1件, 従事者の捺印がないものが2件検出された。従事者の捺印がないという事実は, 従事者からの申請がないにもかかわらず, 当該手当に係る業務従事を承認していることであり, 発生し得ない事象である。また, 上長の確認印がないまま当該手当の支給がなされているという事実は, 病院内の業務管理上望ましくないばかりか, 不適切な支出を促すリスクが残存してしまう。支給整理簿は業務管理上非常に重要な書類で	整理簿への確認印の押印など, 規程に基づき適切に事務処理を行うよう, 改めて周知徹底した。
3	3 臨時職員, パートに係る出勤簿の確認の実施(結果)	平成19年度の臨時職員, パートの出勤簿を閲覧したところ, 所属長である各看護長若しくは看護部長の確認・承認の証跡がまったく確認できなかった。出勤簿は給与算定の基礎証憑となる非常に重要な書類であることはもちろん, 県の支出に直結する重要な書類であるため, その運用は厳格に実施すべきである。臨時職員, パートに係る服務についての規程はないものの, その運用は正規職員の例によることとなり, 所属長の出勤簿への署名又は捺印の実施は必要な確認作業であることから, 本来あるべき業務手順に従った, より精かな確認および運用の実施が必要である。(P199)	あることはもちろん, 県の支出に直結する重要な書類であり, その運用は厳格に実施すべきである。本来の業務手順に従った, より精かな確認及び運用の実施が必要である。(P199)
4	4 業務分担の平準化(意見)	診療材料の在庫担当者の勤務実態は, 平成19年度の月平均時間外勤務が60時間を超え, 月100時間を超える月が1か月あるなど, 大幅な時間外勤務が恒常化している状態である。診療材料の在庫管理は, 非常に重要な業務であることから, 日々の適正な在庫管理が求められることは不可避である。しかし現状では, 事務局員9人のうち, 診療材料の在庫担当者だけに業務負担が集中し, 大幅な時間外勤務を強いられている状況であり, 労働環境としては不適切と判断せざるを得ない。特定の職員に業務負担が集中しないよう, 事務分担の見直しなどを行い, 平準化を図った。	平成21年7月から, 出勤簿への署名捺印を実施している。

	るを得ない。当該作業を実施する担当者の増員、又は月ごと、週ごとのローテーションの採用など、業務分担の抜本的な見直しを検討し、特定の者に負担が集中しないような業務負担の平準化を図るべきものと考ええる。( P200 )	
5 応援医師に係る勤務の適切な管理(結果)	応援医師の出勤の有無や時間の確認は、担当医局の部長が一人で行っている。出勤確認が部長一人のみとなっており、また、応援医師が直前に変更になった場合にも、担当医局の部長からの連絡がなければ、事務局はこれを把握できず、内部統制が有効に機能しているとは言いがたい。こうした事実及び状況に鑑みれば、誤びゅうを未然に防止し、かつ不正が生じる可能性を極力排除するためにも、応援医師の出勤管理に係る一定のルールを整備し、これを厳格に運用すべきである。( P200 )	平成21年7月から、応援医師の出勤状況について、担当診療科の部長及び事務担当職員が確認することとした。

XI. 監査の結果と意見(各論) B. 循環器・呼吸器病センター < 6 > 給食管理

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査 結果報告書のページ)	措置の内容
1	1 事故食の給食代に関する請求の実施(結果)	事故食の給食代を患者には請求せず、全額が当センターの負担となっている。患者側に原因がある場合、当該費用は患者自身が負担することが本来であり、病院が負担すべき合理的理由は見当たらない。金額的な影響は限定的ではあるが、少しでも支出を抑えるという努力が必要であり、患者都合で発生した事故食については患者に給食代を請求すべきである。	平成21年8月から、患者の都合で事故食となった場合には、食事代を請求することとした。

2 給食事業の黒字化施策の検討(意見)	( P201 ) 県立3病院を比較した場合、給食事業の収支が赤字となっている病院は、当センターのみであり、その原因は委託業者との契約単価がほかの2病院に比べ200円近く高いことが挙げられる。仮にがんセンターと同じ契約単価で業務を委託できれば、収支は赤字から黒字へと大きく転換できることになる。ほかの県立2病院の収支が黒字であることに鑑みれば、当センターについても、契約単価の改善等、今後の経営努力は可能であり、少なくとも収支が黒字に転じるような対応を検討すべきである。( P201 )	給食業務の仕様について、県立3病院の栄養管理担当者からなる栄養業務検討部会で改善の余地がないか検討することとした。
---------------------	---	---

XI. 監査の結果と意見(各論) B. 循環器・呼吸器病センター < 7 > IT管理

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査 結果報告書のページ)	措置の内容
1	1 ITセキュリティの管理(結果) (1) パスワードの設定	(1) 医事会計システムはIDのみを入力することによりログインすることができ、事実上、パスワードが使われていない。また、検査室にある検査システムについては、患者の個人情報を大量に取り扱っているにもかかわらず、パソコン自体にも、検査システムのソフトウェアにも、パスワード等のセキュリティ対策が講じられていない。検査室には職員が常駐しているが、何らかの事情により職員不在となれば情報セキュリティ上は完全に無防備の状態となり危険である。当センターはセキュリティ	(1) 平成21年7月に、医事会計システム及び検査システムにパスワードを設定した。



<p>② 未収金過大計上の損失処理</p>	<p>②① 未収金残高は、財務会計システム及び医事会計システムの種類が存在するが、比較すると16,196千円不一致となっている。不一致額の大部分は平成20年4月1日以降の入金額であると推定されるが、このほかにも決算処理誤りによる未収金の過大計上も混在しているものと推定される。当センターは早急に徹底した調査を行った上で、あるべき残高を確定させ、不明残高は損失処理すべきである。(P206)</p>	<p>②① 未収金残高については、財務会計システムの平成20年3月31日現在の試算表により確定しており、平成20年5月8日に医事会計システムから出力した未収金管理帳票の集計値との不一致額は、平成20年4月1日から5月7日までの間の入金額である。 なお、未収金の管理については、医事会計システムから3月31日現在の未収金管理帳票を出力し、両システムの整合性を確認の上、管理することとした。</p>
<p>2 オータリングシステムの改修(意見)</p>	<p>① オータリングシステムは、各種の検査項目データやリハビリテーションセンターのデータ、訪問看護のデータ等が対象外のため、これらのデータは伝票に基づいて医事会計システムに手作業で入力しているが、手作業の入力について漏れや誤りがないかの検証作業を行っていないため、請求漏れや過小請求が生じている可能性がある。これを防止するためには、入力の検証作業を行うべきである。(P207)</p>	<p>① 従来から、毎月初めに請求内容の確認を行うとともに、各医師による点検も行ってきているが、今後は、入力結果の照合等を行うこととした。</p>
<p>3 退院時における診療報酬の精算の徹底(結果)</p>	<p>退院時に収納すべき金額を確定させるためには、処置伝票、検査伝票等の処理を完了させておくという事前準備が必要となるが、退</p>	<p>平成20年10月に、退院予定日の事前連絡について周知徹底した。なお、支払う側の利便性の向上策についても検討することとし</p>
<p>① 「病棟別空床状況及び救急医療状況」の活用</p>	<p>① 「病棟別空床状況及び救急医療状況」には退院予定者の退院予定日が記載されており、医事班に医局側からFAXで送付されている。退院予定日の記載漏れや予定日の変更更新が行われていない事例が多いため、この記載の徹底により、退院予定日の連絡とすることが効率的と考えられる。 ② 入院案内に診療報酬の患者負担分の退院時の精算を記載しているが、退院時に入院案内を見ることが少ないと思われる。入院案内のほかに退院時の精算方法を記載した退院案内も作成し、退院が近づいた患者や家族に事前に配布することも有効であると思料する。 ③ 退院時の請求額精算のために必要となる手続をまとめた事務処理マニュアルを作成し、必要な手続を明確化することも有効であると思料する。(P208)</p>	<p>① 平成20年10月に、必要書類への記載について周知徹底した。 ② 平成21年7月に退院案内を作成し、退院する患者等に事前配布することとした。 ③ 平成21年5月に事務処理マニュアルを作成し、必要な手続を明確化した。</p>
<p>4 後納願い書の入手(結果)</p>	<p>患者が納期限までに支払ができないときは、後納(分納)願い書を提出させなければならぬが、実際にはほとんど提出されていない状況である。後納(分納)願い書は、患者本人が責務の存在及び支払の意思を明示した重要書類で</p>	<p>平成20年度は21件徴収しており、今後も更なる徴収に努めていくこととした。</p>



<p>供料の請求漏れ</p>	<p>コ△印の押印があったが、レポートには薬剤情報提供料の算定はなかった。レポートへの記載が漏れていたとのことであった。実施した診療に関する報酬の請求は、漏れなく確実にを行う必要がある。(P210)</p>
----------------	---

XI. 監査の結果と意見(各論) C. 精神医療センター <2> 固定資産管理

番号	項目	措置の内容
1	<p>1 随意契約理由の不備(結果)</p>	<p>具体的な問題点として記載されている事項には、宮城県が出資していることを随意契約理由としているなど、県の事実認識と異なる部分があるものの、次期契約においては、競争入札により業者選定を行うこととした。</p>
2	<p>2 固定資産の機種選定理由の不備及び実質的な随意契約(意見)</p> <p>(1) 機種選定理由の不備</p> <p>(2) 実質的な随意契約</p>	<p>(1) 選定機種のマシットだけしか記載されていないためほかの機種との優劣が判断できる状況にはなっていない。機種選定を行う場合には、選定機種のマシットだけではなくデマシットも記載するとともに、ほかの機種のマシット及びデマシットも記載し選定機種の優位性を総合的に勘案すべきである。</p> <p>(2) 資産を購入する場合には、可能な限り仕様又は機能を限定せず幅を設けることにより複数メーカー等が入札に参加でき</p>

	<p>るように入札制度を十分に生かすべきである。機種選定した上で選定機器メーカーが入札する場合には、実質的な随意契約になることが十分予想されるのであるから、随意契約理由書に相当するものを作成し業者選定の妥当性を明確にすべきである。(P214)</p>	<p>(1) 正当な決裁権限者の決裁の遵守について、周知徹底した。</p>
--	---	---------------------------------------

<p>3 固定資産取得時の決裁権限規定の遵守及び契約単位(結果)</p> <p>(1) 決裁権限規定の遵守</p> <p>(2) 契約単位</p>	<p>(1) 変更契約分について、決裁権限者である病院長の決裁を得ておらず、事務局長の決裁で売買契約が締結されており病院局庶務規程違反となっている。変更契約であっても正当な決裁権限者の決裁を受けた上で固定資産を購入する必要がある。</p> <p>(2) ① 本件は原則として指名競争入札を実施する必要があるが追加を入札するよりは、当初契約の落札業者と変更契約する方が単価が低くなることか明確であり、随意契約とする合理性はあるが、その場合であっても、随意契約理由書を作成すべきである。</p> <p>(2) ② 97台購入することは決まっているが31台の納入時期が遅れるだけの状況であったのだから、分割発注する合理的な理由はなく一括して入札すべきであった。購入する資産の契約単位は事前に十分に検討し決定する必要がある。(P215)</p>	<p>(2) ① 変更契約額の積算に当たっては、当初契約の落札率をもって計上していたところであるが、今後は、このような場合についても変更契約理由を明確に記載することとした。</p> <p>(2) ② 発注時の精査について、周知徹底した。</p>
---	--	--

<p>4 固定資産台帳の取得日(結果)</p>	<p>外来駐車場新築工事について、固定資産台帳の取得日を確認したところ、完成引渡日の平成19年7月11日ではなく、平成20年3月31日となっていた。財産管理上の観</p>	<p>誤った処理であったことから、正しい記録に訂正した。</p>
-------------------------	---	----------------------------------

	<p>点からは、固定資産台帳には実際の取得日で計上し事実を正しく記録すべきである。(P216)</p>	
<p>5 固定資産の除却に関する決裁手続(結果)</p>	<p>当センターでは、仕訳伝票上で固定資産の処分を決裁しているが、仕訳伝票は会計処理の資料であり、固定資産を処分する理由、決裁日等が記載されていないため決裁文書とみなされるものではない。固定資産の処分に当たっては、病院局財務規程の固定資産処分調書を使用し、処分理由、決裁日等を明確にすべきである。(P217)</p>	<p>固定資産を処分する場合は、固定資産処分調書を使用し、内容を明確にした上で、資産除却処理を行うよう周知徹底した。</p>
<p>6 固定資産の落下事故の防止措置(結果)</p>	<p>自家発電機煙突上部とボイラーの煙突上部に腐食防止カバーが設置されていたが、平成16年11月に自家発電機のカバー、平成20年4月にはボイラーのカバーが強風により吹き飛ばされ、病院敷地内に落下したとのことであった。幸いにも被害者はでいていないとのことであるが、病院を管理する者は定期的に固定資産の状況を把握し、危険な場所については修繕等適切な措置を講じる必要がある。(P217)</p>	<p>従来から行っている院内の衛生委員会による院内巡回に加え、平成20年度から、新たに院長巡回を毎月実施して固定資産の状況を把握し、必要に応じて修繕等の適切な措置を講じることとした。</p>
<p>7 運動場及び作業場の売却の検討(意見)</p>	<p>当センターは、運動場12,991㎡及び作業場31,173㎡を所有しているが、数年前の県道の整備・拡張以来、数年間はまったく利用していない状況である。近隣住宅地の土地の相場は坪20万円台である。運動場を売却すれば、約10億円の収入が見込まれ、県の財政に大きく寄与するものと思われる。当センターは未利用地となっている運動場及び作業場の売却を検討すべ</p>	<p>現在検討中の精神医療センターの将来構想の中で併せて検討することとした。</p>

  

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	<p>1 在庫管理システム機器の賃借に関する問題点(結果) (1) 在庫管理システムの未利用</p>	<p>(1) 賃借した時点から在庫管理システムは何らかの理由で利用されず、診療材料は手作業で在庫管理を行っていた。当センターは賃借を行うに当たってシステムの内容を十分に検討した上で賃借を行うべきであった。賃貸借契約書には契約解除に対するペナルティが規定されていないため、当システムを利用しないことを決定した時点で早急に賃借契約を解約することによって、支払を行わないことが可能であった。結果として、5年間の賃借料総額3,690千円が無駄遣いであったと言わざるを得ない。</p>	<p>(1) 手作業での在庫管理に至った時期・理由が不明確なまま賃借期間が満了となったものであり、今後は賃借物件の稼働状況の精査に努めることとした。</p>
	<p>(2) 賃借パソコンの無償使用</p>	<p>(2) 在庫管理システムが利用されなくなった結果、パソコン1台は賃借期間が終了したにもかかわらず、現在も事務用機器として使用している。返却請求がないことを理由にパソコン1台を無償で使用しているが、賃借会社から承諾書を徴収すべきである。無償使用についてはコンプライアンス上問題もあり、当センターは早急に買取り契約を締結すべきである。</p>	<p>(2) 平成20年度に買取り契約を締結し、パソコンを取得した。</p>
	<p>(3) 賃借物件の管理</p>	<p>(3) ハンディターミナル3台のうち2台は保管されていたものの残り1台は不明で確認できなかった。このため、賃借期間が</p>	<p>(3) 賃借物件の所在の確認と適切な現物管理について、周知徹底した。</p>

XI. 監査の結果と意見(各論) C. 精神医療センター < 3 > 賃借関連

きである。(P217)

	終了したにもかかわらず賃借会社に対して返却できない状況になっている。賃借物件について適切に現物管理すべきである。( P218 )	
--	--	--

XI. 監査の結果と意見(各論) C. 精神医療センター < 4 > たな卸し資産管理

番 号	項 目	監査の結果及び意見 ( P は平成20年度包括外部監査 結果報告書のページ )	措 置 の 内 容
1	2 診療材料の在庫管理(結果)	在庫管理は在庫管理台帳を作成して行っているが、払出しは別途管理しているため、在庫、出庫、残高が運動しておらず、帳簿在庫が把握されていない。毎月たな卸しは行っているが、帳簿在庫が把握されていないため、たな卸し差異が把握されていない。早急に在庫、出庫、残高が運動した在庫管理システムを利用して管理を行い、常時帳簿在庫が把握できる状況にすべきである。( P219 )	帳簿在庫の把握を行うこととした。 なお、在庫管理システムによる管理については、診療材料の取扱い金額が少ないことから費用対効果の面で効率的でなく、システムによらない在庫管理方法による実施を検討することとした。
2	3 診療材料の在庫管理(意見)	診療材料の発注及び入庫検収は担当看護師が行っているが、在庫管理資料である在庫管理台帳上は看護師が確認の署名を行っている。診療材料の発注及び入庫検収に対する責任の所在があいまいになるため、実際に処理を行った担当看護師が署名を行い、看護師が承認欄に署名を行うべきである。( P220 )	平成21年3月から、検収を行った担当看護師が確認の署名を行い、看護師が承認欄に署名を行うこととした。
3	4 診療材料のたな卸しの実施(結果)	診療材料について平成20年3月31日の貸借対照表に計上されている残高は当事業年度1年間の総受入額の5%の金額で算定されており、何の根拠もなく、財務数値と	事業年度末の実地たな卸を実施することにも、実地たな卸の結果に基づき診療材料残高を算定することとした。

	して不適切なものとなっている。病院局診療規程によれば、毎事業年度末に実地たな卸を行わなければならないとされているが、行っていないかった。当センターは、同規程に基づき事業年度末に実地たな卸を行うべきであり、その結果に基づいて診療材料残高を算定すべきである。( P220 )	
--	---	--

XI. 監査の結果と意見(各論) C. 精神医療センター < 5 > 出納管理

番 号	項 目	監査の結果及び意見 ( P は平成20年度包括外部監査 結果報告書のページ )	措 置 の 内 容
1	1 現金過不足の取扱い(結果)	料金収納窓口業務は民間一般事業者に委託している。シジ精算シートと現金残高の照合の結果、現金過不足が生じるケースがあり、平成19年度において原因不明となった少額の3ケースでは、医事班長が自費で補充したとのことである。本来は事実関係を責任者へ報告した上で、必要であれば現金過不足額を委託業者に請求することを検討すべきである。請求しないとは判断した場合には、過不足となった現金を記帳処理すべきである。また、このような事務処理を規定化し、あるべき事務処理を明確にすべきである。( P220 )	損益勘定に計上すべきものであり、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。
2	2 手書き領収書の管理(結果)	通常使用している収納システムが分割払に対応する領収書を発行する機能を有していないため、分割払の場合や訪問徴収時に手書きの領収書を使用している。領収書つづり及び領収書の連番管理はされておらず、書き損じの領収書は廃棄されている。領収書つづり及	平成21年度から、連番を付した領収書の使用及び書き損じ分の領収書の保管を実施することとした。



	<p>業務は基本的に年1回実施し、不良箇所を発見した時は都度補修することとなっている。この点についても異なる合意性は見受けられないため、統一すべきである。(P223)</p>	
<p>3 類似業務の契約内容の統一(意見)</p>	<p>病室カーテンの洗濯業務及び基準寝具の洗濯等業務、防災カーテン賃借及び洗濯業務について、病室カーテンの所有権は当センターに、基準寝具の所有権は委託業者にあるにもかかわらず、両方とも委託業務になっている。また、基準寝具及び防災カーテンについては所有権が両方とも委託業者にあるにもかかわらず、一方は委託業務、他方は賃借業務になっている。所有権が委託業者にあれば契約方法を賃借業務契約に統一すべきである。(P224)</p>	<p>基準寝具の洗濯等業務について、次の契約では賃借借契約とすることとした。</p>
<p>4 委託業務実施内容の確認(結果) (1) 清掃等業務</p>	<p>業務実施報告書について、清掃を行うべき箇所にもかかわらず委託業者の押印がないケースが散見され、当センターは委託業者が適正に業務を遂行しているか否かの確認を怠っていると言わざるを得ない。委託業者から実施報告書を入力した都度、清掃を行うべきすべての箇所に押印があることを確認し、押印がない場合には委託業者に作業を行ったか否か照合するとともに、必要に応じて実地確認する必要がある。(P225)</p>	<p>平成20度から随時、照合及び確認を行うこととした。</p>

XI. 監査の結果と意見(各論) C. 精神医療センター < 8 > IT管理

番号	項目	措置の内容
	監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査結果報告書のページ)	

<p>1 ITセキュリティの管理(結果) (1) パスワードの設定</p>	<p>(1) 医事会計システムはIDのみを入力することによりログインすることができ、事実上、パスワードが使われていない。また、検査室にある検査システムについては、患者の個人情報を大量に取り扱っているにもかかわらず、パソコン自体にも、検査システムのソフトウエアにも、パスワード等のセキュリティ対策が講じられていない。検査室には職員が常駐しているが、何らかの事情により職員不在となれば情報セキュリティ上は完全に無防備の状態となり危険である。当センターはセキュリティ対策上最低限パスワードオンパスワードやワンパスワードのID・パスワードを使用すべきである。(P225)</p>	<p>(1) 平成21年4月から、パスワードを使用することとした。</p>
---------------------------------------	---	---------------------------------------

XI. 監査の結果と意見(各論) C. 精神医療センター < 9 > その他の管理

番号	項目	措置の内容
1	職員による入院患者の預金着服事件(意見)	<p>監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査結果報告書のページ)</p> <p>当センターでは、精神に係る疾病により、預金を管理することができないなどにより、患者の預金通帳・キャッシュカードを預かり、当センターへの支払や患者への小遣い銭の支払を代行することがある。このような状況のなか、当センターの看護師が、入院中の患者から預かっていたキャッシュカードを使用して、患者2人の預金口座から預金を無断で引き出し、個人的に費消していたことが発覚し、過去に懲戒免職処分となっている。当センターでは、金銭管理</p> <p>平成19年12月から、入院患者の金銭の保管・出納状況について各病棟を定期的に監査(管理者監査は隔月、医療安全担当監査は毎月)し、適正な処理を徹底している。</p>

	<p>事故再発防止対策部会を設置し、主として次のような再発防止策を講じている。</p> <p>ア．病棟では預金通帳、キヤッシュカードを保管せず、医事班での保管管理を徹底する。</p> <p>イ．引き出し時の記帳徹底や年金等の入金状況、引き出し金額、残金額を病棟看護長が通帳により確認することを徹底する。</p> <p>ウ．当センターへの支払を職員が代行しているものは、預金口座からの自動引き落としへの切替えを推進する。</p> <p>今後はこれらの再発防止策により、入院患者の預金管理を適切に実施することが望まれる。(P226)</p>	
--	--	--

XI. 監査の結果と意見(各論) D. がんセンター <1> 未収金管理

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	<p>1 未収金の個人別管理</p> <p>(2) 医事会計システムでの処理漏れの是正(結果)</p>	<p>高額療養費の委任払い分について、査定減や端数差は入金されないことになっている。医事会計システム上、この未入金分を減算処理していないため、未収金に計上されたままになっている。速やかに、医事会計システム上も減算処理すべきである。(P228)</p>	<p>医事会計システムと財務会計システムとの未収金額の不一致は、減算処理の時期のずれによるものであり、結果として両者は一致している。</p> <p>なお、平成19年度の制度改正により、現在は減算処理の必要がなくなっている。</p>
2	<p>2 退院時における診療報酬の精算の徹底(意見)</p> <p>(3) 退院予定日の事前連絡の徹底</p>	<p>(3) 退院時に収納すべき金額を確定させるためには、処置伝票、検査伝票等の処理を完了させておくという事前準備が必要となるが、退院日の事前連絡がないため、退院日に請求できないケースやオーダーリクエスト</p>	<p>(3) 現在は連絡票を使用していることから、退院時における連絡漏れは生じていない。</p>

<p>3 納入相談に関する病院内掲示の実施(結果)</p>	<p>(4) 退院時の請求額精算に関する事務処理マニュアルの作成</p>	<p>(4) 事務処理マニュアルを作成し、必要な手続を明確化した。</p>
-------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------------

<p>3 納入相談に関する病院内掲示の実施(結果)</p>	<p>(4) 退院時の請求額精算のために必要となる手続をまとめた事務処理マニュアルないしチェックリストを作成して必要な手続を明確化することも、退院日の精算を促進する方策として有効であると考える。(P228)</p>	<p>宮城県病院事業未収金取扱要領では、「病院長は、納入相談の実施については、病院内にその趣旨を掲示し、患者等に対する周知を図るものとする。」と規定しているが、当センターでは掲示は行っていない。納期限に支払ができない患者とは直接面談して対応策を協議しており、掲示する必要性が乏しいとのことであるが、掲示には弱者に優しい県立病院の姿勢を示すという趣旨も含まれているものと考えられ、掲示によるメリットはあってもデメリットはないのであるから、規定を遵守して掲示を行うべきである。(P229)</p>
-------------------------------	---	--

<p>4 納入暫約書の入手(結果)</p>	<p>納入暫約書は債務者が債務の存在を認める書類であり、時効を中断せしめる極めて重要な書類である。県はこのような納入暫約書を持つ性質の重要性を再認識し、宮城県病院事業未収金取扱要領に従い、納入暫約書の徴収を促進すべ</p>	<p>納入暫約書の徴収に極力努めているものの、なかなか応じてもらえない状況にある。今後は、納入暫約書の徴収を促進するとともに、徴収に応じない債務者に対しては、宮城県病院事業未収金取扱要領に基づき、法的措置の実施を</p>
-----------------------	---	--

<p>5 訪問徴収手続上の不備(結果)</p>	<p>当センターでは、囑託職員が1人で訪問し、預り証に私印を捺印して交付し、不在の場合は支払を促すメモを投かんしている。1人での訪問や預り証を私印で発行することは回収した資金の着服を可能にし得る環境を与えるもので、内部統制上の重大な欠陥と言わざるを得ない。宮城県病院事業未収金取扱要領を遵守し、複数名での訪問、連番のある正規の領収証の使用、公印の使用、不在の場合は所定の様式の細入催告書の使用を行うべきである。(P229)</p>	<p>平成20年9月以降、原則2人での訪問を徹底することとした。また、連番管理された預かり証を交付し、公印のある正規の領収書を別途郵送することとした。</p>
<p>6 診療報酬請求業務上の不備(結果) (1) 悪性腫瘍特異物質治療管理料の算定要件の記載不備</p>	<p>診療録の記載を確認したところ、治療計画については記載がなく、算定要件を満たしていないにもかかわらず担当管理料が算定されている。検査を行った場合には、必ず患者にその結果やそれ以降の説明が行っているとのことであったが、診療録への記載が条件となっており算定要件を満たしているかにより判断が行われるため、記載要件不備の請求となる。診療録への記載が必要となる項目については、医療現場への周知を図るとともに、以下のような対策を検討すべきである。</p> <p>ア．項目ごとに記載要件を満たす書式を定め、必ずその書式に記載し診療録に保管する。 イ．算定する項目と記載要件が明示できるゴム印等を利用することによって、診療録に記載することをルールとする。 ウ．定期的にシートの一部を</p>	<p>平成20年11月に、診療録記載への周知を図るとともに、検査結果及び治療計画を記載するゴム印を作成し、各診察室・病棟に配布した。 また、平成21年3月に自主点検を行い、その結果を診療科長会議に報告し、適切な実施を促した。4月以降は随時、点検を行うこととした。</p>

<p>7 診療録への記載の徹底(結果)</p>	<p>抽出し算定要件となっている項目が記載されているか点検する。その結果を「診療録管理委員会」や「診療報酬委員会」において発表し、担当した医師に注意を促す。(P230)</p>	<p>平成21年1月に診療録管理委員会及び診療科長会議において周知徹底した。</p>
-------------------------	--	--

XI. 監査の結果と意見(各論) D. がんセンター < 2 > 固定資産管理

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	1 固定資産取得時の決裁権限規定の遵守(意見)	がんセンター処務細則では1件1,000千円未満の工事の施行については事務局長の専決事務となっており、総長の決裁は不要となっているが、現状ではすべて総長の決裁を得ている。少額の固定資産の取得については総長が決裁をすることは決裁行為の形式化・形がい化につながるとともに、事務の効率性にも影響する。正当に権限委任している事務については、権限受任者が事務を執行することにより、事務を有効かつ効率的に実施する必要がある。(P232)	平成21年度から、処務細則に基づき適正に処理することとした。
2	2 資本的支出と修繕費の区分の明確化(結果)	病院局財務規程により10万円以上の物品等については資産計上することとしているため、新総合情報	固定資産関係の支出に限らず、予算科目については、予算要求時の精査に努めることとした。

<p>4 テニスコートの廃止と有効利用(意見)</p>	<p>敷地内にテニスコートを有しているが、1か月に最多でも5回の利用状況であり、かつ、利用しているのも特定のグループである。県が設置する施設は公有財産である。</p>	<p>駐車場としての活用など、テニスコートの廃止と土地の有効利用について検討することとした。</p>								
<p>3 院内保育室の利用率の向上(意見)</p>	<p>① 院内保育室の定員数は36人であるが、過去3年度の平均稼働率は10.2%～20.8%であり非常に低い水準となっており、有効に利用されているとは言えない。このように利用率が低迷し、利用者のニーズにこたえることができていない現状では廃止も検討する必要がある。検討の結果運営を継続するのであれば、利用率を向上させるための施策を講じることが必要である。</p> <p>② 利用料収入、ひいては収支の状況を把握していないということと自体、経営管理上は採算に関する意識が希薄であると言わざるを得ない。繰出金の金額が手厚いことも、採算意識が希薄なことの一因となっていると思われる。今後の運営の継続に当たっては、収支の状況を適切に把握し利用率の向上とともに、採算の改善にも努めるべきである。(P232)</p>	<p>① 平成21年度から、利用率を向上させるため、24時間化等事業拡充を図ることとした。</p> <p>② 今後、収支の状況を適切に把握していくこととした。あわせて、24時間化等事業の実施に当たっては、国の緊急雇用創出事業の活用を図り事業を拡充するなど、利用率の向上や採算性の確保に努めていく。</p>								
<p>5 駐車場の混雑緩和対策(意見)</p>	<p>当センターは公共交通機関を利用しているの利便性は非常に低く、利用者は自家用車を使用するケースがほとんどである。入院患者に対しては、公共交通機関を利用して来院し、入院期間中、自家用車を駐車し続けることは控えるよう指導しているとのことであるが、指導への違反者の有無の確認や違反者への個別指導は実施していない。駐車場が混雑しているためか、駐車場が混雑している状況にある。駐車できないという利用者からのクレームはないとのことであるが、入院患者に対する口頭での事前指導には限界があるので、入院案内にも入院期間中の駐車は禁止の旨を記載するとともに、駐車場の拡張や自動管理ゲートを設置することも検討する必要がある。(P235)</p>	<p>次回の入院案内書の作成時に、入院期間中の駐車禁止について記載することとした。また、駐車場の拡張等については、テニスコートの廃止と併せて検討することとした。</p>								
<p>XI. 監査の結果と意見(各論) D. がんセンター &lt;3&gt; 貸借関連</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="782 145 837 414">番号</th> <th data-bbox="782 414 837 750">項目</th> <th data-bbox="782 750 837 1097">監査の結果及び意見 (Pは平成20年度(包括外部監査結果報告書のページ))</th> <th data-bbox="782 1097 837 2125">措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="837 145 885 414"></td> <td data-bbox="837 414 885 750"></td> <td data-bbox="837 750 885 1097"></td> <td data-bbox="837 1097 885 2125"></td> </tr> </tbody> </table>			番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成20年度(包括外部監査結果報告書のページ))	措置の内容				
番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成20年度(包括外部監査結果報告書のページ))	措置の内容							

<p>1 不明りような設計額の積算（意見） (1) 清拭用等タオル</p>	<p>当賃借については前賃借契約業者が落札したのであるが、前賃借契約業者の入札価格は入札以前に提出された見積書の単価とはまったくかけ離れた数字で入札されていることから、前賃借契約業者から入手した見積書はまったく意味をなさないものとなっており、意図的な見積価格を提示しているとの疑念が残る。さらに、前契約業者の2回目の入札額が予定価格とまったく同額であることは偶然とは考えにくい。予定価格の設定に当たっては、前賃借契約業者から見積書を手することは止め、当センター独自に単価設定を行うべきである。(P236)</p>	<p>次の契約時における予定価格の設定については、前賃借契約業者以外の複数の業者から見積書を入力する等の改善を行い、独自に単価設定を行うこととした。</p>
---	--	--

XI. 監査の結果と意見（各論） D. がんセンター < 4 > たな卸し資産管理

<p>1 たな卸し差異の原因把握（意見）</p>	<p>監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査結果報告書のページ)</p> <p>平成20年3月度の「薬剤棚卸時不一致リスト原因調査表」を閲覧したところ、たな卸し差異が生じていた65品目のうち、差異の原因が特定できなかったものが24品目存在した。薬品の品目は多種多様で数量も相当数にのぼるため、すべての品目で原因を特定することが実務上困難であることは推察できるが、患者への適切な処方という観点からはもちろん、その性質上、より厳格な管理が求められるべきものである。差異原因が特定できなかった上記24品目が許容できる範囲内か否かの判断は難しいところであるが、原因不明な差異を極力少なくするような取組が</p>	<p>措置の内容</p> <p>薬品については、毎月、全数量についてたな卸しを実施している。伝票の手入力作業及び人手によるたな卸し作業を行うため、完全一致は難しいものとなっているが、日々、一層の精査に努めている。引き続き、毒物や高価な薬品については、特に厳格なチェックを行っていくとともに、薬品のたな卸し作業の精査、差異の原因把握に努めていくこととした。</p>
--------------------------	---	---

<p>2 請求書と納品書の確認体制（意見）</p>	<p>今後必要である。(P237)</p> <p>診療材料の検品、物品の受け払い及びたな卸しは外部業者に委託しており、請求書に記入されている診療材料が納品された診療材料と整合しているかの確認も委託業者が行っている。当センターは、請求額に異常な増加が見られる場合に、当センターの指定納品書と請求明細との照合をサンプリングにより実施していることである。しかし、不正の発生可能性が存在する以上、例えば、異常な増加のある仕入れ先についてもサンプリングにより請求明細と指定納品書を照合する等、定期的に一定のけん制機能が働くような仕組みが資産管理上必要である。(P237)</p>	<p>平成21年度から、定期的にサンプリングによる請求明細と指定納品書との照合を行うこととし、確認体制の強化を図った。</p>
<p>3 委託業者による納品確認の証跡化（結果）</p>	<p>発注書を通査したところ、確認証跡として日付の記載はあるものの、検品担当者が印がないものが検出された。発注どおりに納品されていることの確認作業は非常に重要であり、実施した検品担当者の特定を可能にすることはもちろん、担当者の責任意識を向上させるという観点からも、検品時の捺印はルールとして業者へ求めるべきである。(P238)</p>	<p>平成21年度から、納品時に納品を確認した検品担当者が捺印を行うよう、委託業者へ指示した。</p>

XI. 監査の結果と意見（各論） D. がんセンター < 5 > 出納管理

<p>1 料金収納窓口の現金確認の証</p>	<p>監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査結果報告書のページ)</p> <p>料金収納窓口業務は指定金融機関、委託業者にそれぞれ依頼して</p>	<p>措置の内容</p> <p>平成20年8月以降、照合者が照合資料に押印することとした。</p>
------------------------	---	---

<p>跡化(結果)</p>	<p>いる。指定金融機関の業務終了時に領収書控えを集計した資料、レジ精算シート及び普通預金入金伝票控えを指定金融機関及び医事班担当者が照合し、委託業者の業務終了時にレジ精算シート及び実際の現金残高を委託業者及び医事班担当者が照合していることとであるが、照合した証跡が残っていないので、照合が行われていないことや照合者が誰なのかを特定することができない。照合者が照合した資料に押印すること等により、照合が行われていること及び責任の所在を明確にすべきである。(P238)</p>	<p>損益勘定に計上すべきものであり、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。</p>
<p>2 現金過不足の取扱い(結果)</p>	<p>料金収納窓口業務について、あるべき現金残高と実際の現金残高を照合した結果、判明した過入金を簿外処理しており、監査日現在、現金2,010円が金庫に保管されていた。過入金発生の要因を特定できない場合には、営業外損益に現金過不足勘定を設けて、過不足となった現金を記帳処理すべきである。このような事務処理を規定化することにより、あるべき事務処理を明確にすべきである。(P238)</p>	<p>損益勘定に計上すべきものであり、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。</p>

XI. 監査の結果と意見(各論) D. がんセンター <6>人事管理

番号	項目	措置の内容
1	<p>2 時間外勤務等命令簿の承認漏れ(結果)</p> <p>監査の結果及び意見 (Pは平成20年度包括外部監査結果報告書のページ)</p>	<p>命令簿への確認印の押印など、規程に基づき適切に事務処理が行われているか、確認を徹底することとした。</p>

<p>務に係る命令権者の命令印がない命令簿が1件検出されている。命令権者の捺印漏れという事実は、命令権者の「点検」が適切に行われていないことを意味しており、明らかに規程違反に該当する。時間外勤務等命令簿は、職員の時間外勤務の実態を把握・管理するため、業務管理上非常に重要な書類であることはもちろん、県の支出に直結する重要な書類であり、その運用は厳格に実施すべきである。本来の業務手順に従った、より精確な確認および運用の実施が必要である。(P239)</p>	<p>命令簿が1件検出されている。命令権者の捺印漏れという事実は、命令権者の「点検」が適切に行われていないことを意味しており、明らかに規程違反に該当する。時間外勤務等命令簿は、職員の時間外勤務の実態を把握・管理するため、業務管理上非常に重要な書類であることはもちろん、県の支出に直結する重要な書類であり、その運用は厳格に実施すべきである。本来の業務手順に従った、より精確な確認および運用の実施が必要である。(P239)</p>
--	---

XI. 監査の結果と意見(各論) D. がんセンター <7>委託管理

番号	項目	措置の内容
1	<p>1 不明確な予定単価等の設定(意見)</p> <p>(1) 寝具病衣賃借及び洗濯業務 ① 誤った積算単価の積算方法</p>	<p>(1)① 当センターは入院患者1日当たりの寝具病衣等の賃借及び洗濯、洗濯補修単価について設計額を以下のとおり積算している。 (単価の計算式) 15,660(各寝具の取得金額の合計)×1.1(予備寝具分として10%加算)÷154.8回(3年間の洗濯予定回数)=111,28円 この1日当たりの契約単価積算については (2) 1日当たりの寝具病衣等の単価を積算するに当たっては、取得金額を耐用年数の3年間である1,095日で割るべきところ、3年間の洗濯予定回数で割っている。</p> <p>(1)② 次の契約は、適正で明確な積算方法により行うこととした。具体的な内容は、次の契約までに検討することとした。</p>

<p>2 事前見積書と</p>	<p>② 不明確な 予定単価</p>	<p>(b) 洗濯料が加味されていない。 正しい計算式を当てはめて計算すると、 15,660 (各寝具の取得金額の合計) × 1.1 (予備寝具分として10%加算) ÷ 1,095日 (3年間の日数) + 27,775円 (各寝具の1年間の洗濯料の合計) ÷ 365日 (年間日数) = 91,82円 したがって、設計額は91,82円と積算される。設計額は理論的に正しい考え方で積算しなければならぬ。 (1)② 予定単価設定のために積算単価111,28円と積算しており、また、前委託業者から参考見積りを徴求し、その単価は111,9円であった。それらの単価は前委託業者との契約単価である40円と大きな差異となっており、最終的には積算単価を使用せずに、前委託業者との契約単価の10%増しの44円を使用しており、見積り合わせのために前委託業者から再度取得した見積り価格も44円と当センターが決定した予定単価とまったく同額となった。しかしながら、なぜ予定単価を前委託業者との契約単価である40円の10%増しにしたかについては説明文書がなく不明確になっている。予定単価を設定するに際しては、明確な積算方法によって積算を行う必要がある。 ( P 240 )</p>	<p>平成21年度から、独自の積算を</p>
<p>と同一内容の積算調書 (結果)</p>	<p>では随意契約で発注しているが、当センターが作成した予定価格の積算調書の金額と委託業者の見積書の金額が円単位まで一致しており、さらに、内訳書もまったく同じ内容のものであった。これは当センターが委託業者より見積書を事前に入手した上で積算調書を作成したとのことであり、当該点検業務は、契約の相手が特定人に限定されるとして1者見積りを行っている。これでは見積額が委託額とされるため、高値での契約になることは十分考え得る。当センターは見積り合わせを行う前に独自で積算を行うべきである。( P 241 )</p>	<p>行うこととした。</p>	
<p>3 委託契約義務履行違反 (結果) (3) 保安・防災業務</p>	<p>(3) 業務委託仕様書によれば、業務は職員の勤務時間内と勤務時間外に区分して実施するものとし、勤務時間外は5人以上を業務に充てるものとする。委託業者がそれぞれ何人業務に従事しているかについて不明のまま、業者からの請求書に基づいて支払を行っている。当センターは委託業者から勤務時間内及び勤務時間外にそれぞれ何人配置されているかについて把握できる業務日誌を入手し、業務日時、業務従事者名、業務人員数、業務内容などを確認した上で業者へ支払を行うべきである。 (3) 当センターは業務遂行状況を巡視することにより、委託業者が仕様書に基づいて適正に業務を遂行していることを</p>	<p>(3) 業務遂行状況が把握できる資料を入手し、確認することとした。  (3) 定期的に業務遂行状況の現地確認を行うこととした。</p>	

	確認する必要がある。(P242)	<p>① 今後、新システムを導入する際には、システムが設計どおりに稼働し、正確なデータが得られることを十分に確認することとした。</p> <p>なお、給食システムのフログラムミスに対する対応については、平成20年4月以降、医事班と栄養室が、抽出による食数の確認を行うなど、再発防止策を講じている。</p>	<p>れ同一委託先との間で随意契約を締結している。平成18年度と平成19年度の業務内容は仕様書の記載においてもほとんど同じであり、このことは2年間にわたり行われる支援内容を意味すると考えられ、単一年度で区切られる性格のものではない。これでは計画性のないシステムコンサルテーション業務の支援内容ととらえざるを得ず、早急にシステムコンサルテーション業務の支援に関して計画書を作成し、今後数年間のロードマップを作成し、支援業務の成果を上げる必要がある。(P246)</p>
<p>4 給食システムのプロگرامミス及び契約内容の変更(結果)</p> <p>① 入院時食事療養業務</p>	<p>① 当センターは、B社から購入した病院情報システムに入力された食事数量に基づいて算出される請求金額を委託業者であるA社から入手している。委託契約上、入院患者が1日に1食でも食事をとった場合、1人分(3食分)として算出し、委託業者に4託料を支払うこととなっているが、給食の電算システムの不具合から、平成18年1月から平成19年6月までの各月の給食提供総数に不足誤差が生じたため、委託業者に対し不足額を支払うこととなった。当センターは新システムの導入時において、システムが設計どおりに稼働し、正確なデータが作成されることを確認する必要がある。</p> <p>② 入院患者が1日に1食でも食事をとった場合には1人分(3食分)として算出して委託料を支払うという契約内容は不合理であり、給食提供数の実数で委託料を算出する契約に変更すべきである。(P245)</p>	<p>② 平成20年4月から、給食提供数の実数により委託料を算出する契約とした。</p>	
<p>5 システム構築に係る事前計画書の作成(意見)</p>	<p>数年にわたりほぼ同様のシステムコンサルテーション業務の支援を受ける場合には、契約以前に、将来数年にわたるコンサルテーション業務内容の大枠の検討、策定を行い、ロードマップを作成し、その決定に基づき具体的に毎年一定の成果が得られるように内容の落とし込みを行う必要がある。しかしながら、当センターでは計画書は作成しておらず、毎年病院健全化計画に基づいて委託内容が決定さ</p>	<p>早期にシステムコンサルテーション業務の支援に関する長期計画を作成することとした。</p>	
			<p>宮城県公安委員会規則第1号</p> <p>猟銃安全指導委員運営規則を次のように定める。</p> <p>平成22年2月26日</p> <p>宮城県公安委員会委員長 中村 孝也</p> <p>猟銃安全指導委員運営規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第28条の2に規定する猟銃安全指導委員の運営について、法及び猟銃安全指導委員規則(平成21年国家公安委員会規則第12号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(活動区域及び人数)</p> <p>第2条 猟銃安全指導委員規則第2条第1項の規定による猟銃安全指導委員の活動区域及び当該区域で活動する猟銃安全指導委員の人数は、別表のとおりとする。</p> <p>(委嘱)</p> <p>第3条 法第28条の2第1項の規定による猟銃安全指導委員の委嘱は、前条の活動区域を管轄する警察署長が、当該区域内に居住し、又は勤務する者で当該区域の実情に精通し、かつ、適任として認め推薦したもののうちからこれを行う。</p> <p>2 前項の規定による委嘱は、委嘱状(別記様式第1号)を交付して行うものとする。</p>

( 周知の措置 )

第 4 条 前条の規定により委嘱した猟銃安全指導委員の氏名及び連絡先は、法の定めにより実施する講習会及び銃砲検査並びに猟銃の所持及び使用による危害を防止するための民間団体の活動において、当該猟銃安全指導委員の活動区域に居住する猟銃所持者等に周知させる措置を講ずるものとする。  
( 解 嘱 )

第 5 条 法第28条の 2 第 7 項の規定による猟銃安全指導委員の解嘱は、当該猟銃安全指導委員の活動区域を管轄する警察署長から、同項各号のいずれかに該当するとして具申を受けたものについて行うものとする。

2 前項の規定による解嘱は、解嘱通知書 ( 別記様式第 2 号 ) により行うものとする。  
( 弁明の機会の通知 )

第 6 条 猟銃安全指導委員規則第 8 条の規定により弁明の機会を与えるときは、弁明の期日及び場所を期日の14日前までに書面により通知するものとする。

( 災害補償 )

第 7 条 猟銃安全指導委員の職務遂行中における災害補償は、非常勤職員公務災害補償等条例 ( 昭和42年宮城県条例第41号 ) に定めるところによる。

( 委任 )

第 8 条 この規則に定めるもののほか、猟銃安全指導委員の運営に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 ( 第 2 条関係 )

活 動 区 域	人 数
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例 ( 昭和29年宮城県条例第32号。以下「条例」という。 ) 別表に規定する宮城県仙台中央警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県仙台南警察署の管轄区域	4
条例別表に規定する宮城県仙台北警察署の管轄区域	3
条例別表に規定する宮城県仙台東警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県泉警察署の管轄区域	2

条例別表に規定する宮城県塩釜警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県岩沼警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県大和警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県石巻警察署の管轄区域	3
条例別表に規定する宮城県気仙沼警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県佐沼警察署の管轄区域	3
条例別表に規定する宮城県登米警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県河北警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県南三陸警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県古川警察署の管轄区域	3
条例別表に規定する宮城県遠田警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県若柳警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県築館警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県鳴子警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県加美警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県大河原警察署の管轄区域	3
条例別表に規定する宮城県白石警察署の管轄区域	3
条例別表に規定する宮城県角田警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県亘理警察署の管轄区域	1
計	47

別記様式第1号(第3条関係)

委 嘱 状

殿

銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第1項の規定により猟銃安全指導委員に委嘱します

年 月 日から

委嘱期間

年 月 日まで

年 月 日

宮城県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第2号(第5条関係)

解 嘱 通 知 書

殿

銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第7項の規定により猟銃安全指導委員を解嘱したので通知  
します

年 月 日

宮城県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

### 宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、宮城県地先海面における総トン数五トン以上の動力漁船を使用するかじき等流し網漁業（まぐろ、かじき、かつお、さめ等の採捕を目的とする流し網漁業をいう。以下同じ。）の操業について、次のとおり制限する。

平成二十二年二月二十六日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

#### 一 制限期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

#### 二 操業の承認

かじき等流し網漁業の操業をしようとする者は、使用漁船ごとに、別記平成二十二年かじき等流し網漁業操業承認事務取扱要領（以下「要領」という。）で定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

#### 三 操業の承認の対象

次の1又は2のいずれかに該当する者。ただし、委員会が漁業調整のため必要があると認めた場合には承認の対象としないことがある。

- 1 前年度において承認を受けてかじき等流し網漁業を営み、かつ、宮城県内の港に漁獲物を陸揚げした実績を有する者
- 2 その他委員会が認めた者

#### 四 漁獲物の陸揚制限

かじき等流し網漁業を操業する者は、原則として、本県の漁港に漁獲物を水揚げしなければならない。

#### 五 操業の承認の条件及び制限

操業の承認には、次の条件を付する。

- 1 操業の承認を受けた者は、操業に際し、承認証を当該漁船に備え付けること。
- 2 操業の承認を受けた漁船には、操業期間中別記様式第一号の標識を船橋の両側に表示すること。
- 3 禁止区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と、海岸線とによって囲まれた区域のうち、宮城県の地先海面においては、かじき等流し網漁業を操業してはならない。

ア 岩手県大船渡市首崎突端

イ 岩手県大船渡市首崎突端正東十海里の点

ウ 宮城県気仙沼市御崎突端正東十海里の点

エ 宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東十海里の点

オ 宮城県石巻市金華山頂上正東十海里の点

カ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東二十五海里の点

キ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点

#### 4 漁具の制限

(一) 宮城県地先海面で使用使用する漁具の総延長は十二メートル以内であり、かつ、網目は十五センチメートルを超えるものでなければならない。

(二) 二枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。

#### 5 漁具の標識

敷設した流し網の次に掲げる浮標は、水面上二メートル以上の高さに掲げなければならない。

(一) 両端部の浮標

昼間にあつては別記様式第二号による標識及びレーダー反射板（金属性のものに限る。以下同じ。）、夜間にあつては白色の灯火及びレーダー反射板

(二) 中間部のおおむね三キロメートルごとの浮標

昼間にあつては別記様式第二号による標識、夜間にあつては白色の灯火

(三) (一)及び(二)の灯火は夜間において視界が良好な場合に、少なくとも二海里離れた所から視認されるものでなければならない。

#### 6 塗装しない船舶の使用禁止

かじき等流し網漁業に使用する船舶は、船橋の周囲を三十センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければならない。

#### 7 1から6までの条件及び制限のほか、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農

林水産省令第五十四号）を遵守しなければならない。

#### 8 漁獲成績報告書の提出の義務

操業の承認を受けた者は、操業終了後一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

#### 六 承認の取消し

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

平成二十二年かじき等流し網漁業操業承認事務取扱要領

(操業の承認申請)

第一 操業の承認申請をしようとする者は、かじき等流し網漁業操業承認申請書(様式第一号)をその住所地在を管轄する地方振興事務所を経由し、宮城海区漁業調整委員会(仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課内。以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

なお、県内に住所を有しない者が操業承認申請する場合は、その所在地を管轄する都道府県知事の副申請書を添えなければならない。

2 操業承認申請書の受理期間は、かじき等流し網漁業の制限に関する委員会指示(以下「委員会指示」という。)の日から平成二十二年三月八日までとする。

3 操業承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (一) 操業承認申請一覧表(様式第二号)
- (二) 委員会指示三の1に該当する者は水揚げ切書写、漁獲物陸揚証明書(様式第三号)、その他の者は申請理由書
- (三) 印鑑証明書
- (四) 漁船原簿謄本
- (五) 年間事業計画書(様式第四号)
- (六) 共同申請の場合は、代表者選定届及び申請理由書
- (七) 用船の場合は、船舶使用承諾書及び申請理由書
- (八) 代船の場合は、旧船の廃業届又は抹消漁船原簿謄本
- (九) (一)～(八)までに掲げる書類のほか、委員会が必要と認める書類

(承認証の交付)

第一 委員会は、操業の承認をしたときは、次の表の下欄に掲げる漁港で、当該承認に係る漁船(漁るつ装置、漁網を含む。)を確認の上、操業承認証(様式第五号。以下「承認証」という。)を申請者又は操業責任者に交付する。

2 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ当該承認証の交付を希望する漁港の所在地を管轄する地方振興事務所水産漁港部に連絡の上、承認証交付申請書(様式第六号)を提出し、その指示を受けなければならない。

宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩釜市新浜町二丁目九・一 電話 〇二二・三六五・〇一九一	塩釜港
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市東中里二丁目四・三十二 電話 〇二二五・九五・一四二一	石巻港

宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部	気仙沼市港町四九九 電話 〇二二六・二二一・六八二五	気仙沼港
--------------------	-------------------------------	------

(承認証の書換え交付)

第三 操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、操業承認証書換交付申請書(様式第七号)を委員会に提出し、書換え交付を受けなければならない。

2 前号の場合には、第一の3の(九)の規定を準用する。

(承認証の再交付)

第四 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく、操業承認証再交付申請書(様式第八号)を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

(漁獲成績報告書の様式)

第五 委員会指示五の8に定める漁獲成績報告書は、様式第九号によるものとする。

(別記)

指示様式第一号

宮かじき第 号
---------

1 文字及び数字(承認番号)の大きさは、8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とする。

2 文字、数字(承認番号)及び枠は、夜光塗料を配合した朱色とする。

指示様式第二号

船 名	根 拠 地 名
-----	---------

1 標識は、黄色の布地とする。

2 標識の大きさは、縦横とも80センチメートルとする。

要領様式第1号

かじき等流し網漁業操業承認申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会長 殿

住 所

氏 名

住 所

氏 名

㊦

㊦

かじき等流し網漁業の操業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 操業期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 操業区域 宮城県地先海面
- 3 使用船舶
  - (1) 船 名 丸
  - (2) 漁船登録番号 トン
  - (3) 総トン数 P S又はキロワット
  - (4) 機関の種類及び馬力数
- 4 承認証交付希望港

( A 4縦 )





要領様式第5号

(表)

宮かじき第 号

かじき等流し網漁業操業承認証

住所  
氏名

1 操業期間  
年 月 日から  
年 月 日まで

2 操業区域  
宮城県地先海面

3 使用船舶  
(1) 船名  
丸  
(2) 漁船登録番号  
トシ  
(3) 総トン数  
トン  
(4) 機関の種類及び馬力数  
シーゼル PS又はキロワット

4 条件及び制限(裏面記載のとおり)

年 月 日  
宮城県漁業調整委員会 会長

印

要領様式第5号

(裏)

条件及び制限

- 1 操業の承認を受けた者は、操業に際し、承認証を当該漁船に備え付けること。
- 2 操業の承認を受けた漁船には、操業期間中別記様式第1号の標識を船橋の両側に表示すること。
- 3 禁止区域  
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と、海岸線とによって囲まれた区域のうち、宮城県の地先海面においては、かじき等流し網漁業を操業してはならない。  
ア 岩手県大船渡市首崎突端  
イ 岩手県大船渡市首崎突端正東10海里の点  
ウ 宮城県気仙沼市御崎突端正東10海里の点  
エ 宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東10海里の点  
オ 宮城県石巻市金華山頂上正東10海里の点  
カ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東25海里の点  
キ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点
- 4 漁具の制限  
(1) 宮城県地先海面で使用する漁具の総延長は12メートル以内であり、かつ、網目は15センチメートルを超えるものでなければならぬ。  
(2) 2枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。
- 5 漁具の標識  
敷設した流し網の次に掲げる浮標は、水面上2メートル以上の高さに掲げなければならない。  
(1) 両端部の浮標  
昼間にあっては別記様式第2号による標識及びレーザー反射板(金属性のものに限る。以下同じ。)、夜間にあっては白色の灯火及びレーザー反射板  
(2) 中間部のおおむね3メートルごとの浮標  
昼間にあっては別記様式第2号による標識、夜間にあっては白色の灯火  
(3) (1)及び(2)の灯火は夜間において視界が良好な場合に、少なくとも2海里離れた所から視認されるものでなければならない。
- 6 塗装しない船舶の使用禁止  
かじき等流し網漁業に使用する船舶は、船橋の周囲を30センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければならない。
- 7 1から6までの条件及び制限のほか、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第54号)を遵守しなければならない。
- 8 漁獲成績報告書の提出の義務  
操業の承認を受けた者は、操業終了後1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 9 承認の取消し  
この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(A4縦)

要領様式第 6 号

承認証交付申請書

年 月 日

地方振興事務所長 殿  
(水産漁港部扱い)

船主又は操業責任者

住 所  
氏 名

㊦

年 月 日付け宮漁委第 号でかじき等流し網漁業の操業の承認を受けました  
が、出漁の準備が完了したので、確認の上承認証の交付を受けたく下記により申請します。

記

- 1 承認番号 宮かじき第 号
- 2 船 名 丸
- 3 漁船登録番号
- 4 総トン数 トン
- 5 希望日時 年 月 日 時
- 6 交付希望港 港
- 7 その他 (連絡先等)

要領様式第 7 号

年 月 日

宮城海区漁業調整委員長 殿

住 所  
氏 名

㊦

かじき等流し網漁業操業承認証書換交付申請書

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したので、書換え交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮かじき第 号
- 2 船 名 丸
- 3 記載事項

変 更 前	変 更 後

4 書換を必要とする理由

( A 4 縦 )

( A 4 縦 )

年 月 日

宮城海区漁業調整委員長 殿

住 所

氏 名

㊦

かじき等流し網漁業操業承認証再交付申請書

かじき等流し網漁業操業承認証を滅失（き損）したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮かじき第 号
- 2 船 名 丸
- 3 滅失（き損）の理由

（A4縦）

